

介護サービス事業者
自主点検表
(平成23年5月版)

短期入所生活介護

及び

介護予防短期入所生活介護

事業者番号

事業所の名称

〒
事業所の所在地

電話番号

開設法人の名称

開設法人の代表者名

管理者名

記入者名

記入年月日

平成 年 月 日

介護サービス事業者自主点検表の作成について

1 趣 旨

入所者及び利用者に適切な介護サービス又は介護予防サービスを提供するためには、事業者自らが自主的に事業の運営状況を点検し、人員、設備及び運営に関する基準が守られているか常に確認することが必要です。

そこで県では、介護サービス事業者又は介護予防サービス事業者ごとに、法令、関係通知及び国が示した介護保険施設等指導指針のうちの主眼事項着眼点を基に、自主点検表を作成し、運営上の必要な事項について、自主点検をお願いし、県が行う事業者指導と有機的な連携を図ることとしました。

2 実施方法

- (1) 毎年定期的実施するとともに、事業所への実地指導が行われるときは、他の関係書類とともに、県へ提出してください。なお、この場合、控えを必ず保管してください。
- (2) 複数の職員で検討のうえ点検してください。
- (3) 点検結果については、実施後3年間の保管をお願いします。
- (4) 「いる・いない」等の判定については、該当する項目を○で囲ってください。
- (5) **判定について該当する項目がないときは、選択肢に二重線を引き、「事例なし」又は「該当なし」と記入してください。**
- (6) この自主点検表は短期入所生活介護事業の運営基準等を基調に作成されていますが、指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護事業と指定介護予防短期入所生活介護事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、介護予防短期入所生活介護についても短期入所生活介護の運営基準等に準じて（短期入所生活介護を介護予防短期入所生活介護に読み替えて）一緒に自主点検してください。

なお、太枠で囲われ、太字・ゴシック体で書かれた部分については介護予防短期入所生活介護事業独自の運営基準等ですので御留意ください。当該部分については、指定介護予防短期入所生活介護事業の指定を受けている事業所のみ自主点検してください。（介護予防短期入所生活介護の利用者がいない場合でも、自主点検をしていただくものですが、利用者がいないため該当する項目がないなどの場合には上の（5）に従って記入してください）

「根拠法令」の欄は、次の事項を参照してください。

- ・「法」 介護保険法（平成9年法律第123号）
- ・「施行規則」 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）
- ・「平11厚令37」 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第37号）
- ・「平12厚告19」 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日・厚生省告示第19号）
- ・「平12厚告26」 厚生労働大臣が定める施設基準（平成12年2月10日・厚生省告示第26号）
- ・「平12厚告29」 厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準（平成12年2月10日・厚生省告示第29号）
- ・「平11老企25」 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成11年9月17日老企第25号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）
- ・「平12老企40」 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月8日老企40号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）
- ・「平18厚労令35」 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省令第35号）
- ・平18厚労告127」 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省告示第127号）
- ・「平18-0317001号」 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月17日老計発・老振発・老老発第0317001号）

介護サービス事業者自主点検表目次

目 次

第1	基本方針	-----	1
第2	人員に関する基準	-----	1
第3	設備に関する基準	-----	3
第4	運営に関する基準	-----	7
第5	介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	-----	24
第6	ユニット型指定短期入所生活介護の事業の基本方針並びに設備及び運営に関する基準	-----	29
第7	ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業の基本方針、運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	-----	41
第8	変更の届出等	-----	44
第9	介護給付費の算定及び取扱い	-----	45
第10	介護予防短期入所生活介護費の算定及び取扱い	-----	53
第11	その他	-----	58

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
第1 基本方針		
1 短期入所生活介護の基本方針	<p>短期入所生活介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとなっていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	法第73条第1項 平11厚令37 第120条
2 介護予防短期入所生活介護の基本方針	<p>介護予防短期入所生活介護の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとなっていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	平18厚労令35 第128条
第2 人員に関する基準		
<p>1 従業者の員数</p> <p>(1) 医師</p> <p>(2) 生活相談員</p> <p>(3) 介護職員又は看護職員</p>	<p>短期入所生活介護事業者が事業所ごとに置くべき従事者の員数は、次のとおりです。</p> <p>医師を1人以上配置していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <p>① 生活相談員は、常勤換算方法で、利用者の数が100又はその端数を増すごとに1人以上となっていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <p>② 生活相談員のうち、1人は常勤となっていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">※ 利用定員が20人未満である併設事業所の場合は、この限りではありません。</div> <p>① 介護職員又は看護職員は、常勤換算方法で、利用者の数が3又はその端数を増すごとに1人以上となっていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <p>② 介護職員及び看護職員のうち、1人は常勤となっていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">※ 利用定員が20人未満である併設事業所の場合は、この限りではありません。</div>	<p>法第74条第1項</p> <p>平11厚令37 第121条第1項 第1号</p> <p>平11厚令37 第121条第1項 第2号</p> <p>平11厚令37 第121条第5項</p> <p>平11厚令37 第121条第1項 第3号</p> <p>平11厚令37 第121条第5項</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
(4) 栄養士	<p>栄養士は、1人以上となっていますか。 いる ・ いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ ただし、利用定員数が40人を越えない短期入所生活介護事業所にあつては、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の処遇に支障がないときは、栄養士を置かないことができます。</p> </div>	<p>平11厚令37 第121条第1項 第4号 平11老企25 第3の8の1(4)</p>
(5) 機能訓練指導員	<p>① 機能訓練指導員は、1人以上となっていますか。 いる ・ いない</p> <p>② 機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者としていますか。 いる ・ いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ この「訓練を行う能力を有する者」とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する者とする。ただし、利用者の日常生活やレクリエーション、行事等を通じて行う機能訓練については、当該事業所の生活相談員又は介護職員が兼務して行っても差し支えありません。</p> </div>	<p>平11厚令37 第121条第1項 第5号 平11厚令37 第121条第6項</p> <p>平11老企25 第3の8の1(3)</p>
(6) 調理員その他の従業者	<p>当該事業所の実情に応じた適当数となっていますか。 いる ・ いない</p>	<p>平11厚令37 第121条第1項 第6号</p>
(7) 利用者の数	<p>従業者の員数を算定する場合の利用者の数は、前年度の平均値としていますか。(ただし、新規に指定を受けた場合は、適正な推定数によって算定することができます。) いる ・ いない</p>	<p>平11厚令37 第121条第3項</p>
2 併設事業所の場合の従業者の員数	<p>特別養護老人ホーム等に併設される事業所であつて、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるものについては、老人福祉法、医療法又は法に規定する特別養護老人ホーム等として必要とされる数の従業者に加えて、第2の1の従業者の員数に掲げる短期入所生活介護従業者を確保していますか。 いる ・ いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ 「特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われる」とは、併設本体施設の事業に支障が生じない場合で、かつ、夜間における介護体制を含めて短期入所生活介護を提供できる場合をいいます。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ 医師、栄養士及び機能訓練指導員については、併設本体施設に配置されている場合であつて当該施設の事業に支障を来さない場合は兼務させて差し支えありません。</p> </div>	<p>平11厚令37 第121条第4項</p> <p>平11老企25第3 の8の1(1)②イ</p> <p>平11老企25第3 の8の1(1)②ロ</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
2 併設事業所の場合の従業者の員数	<p>※ 生活相談員、介護職員及び看護職員の員数については、併設されているのが特別養護老人ホームである場合には、特別養護老人ホームとして確保すべき員数と短期入所生活介護事業所として確保すべき員数の合計を、特別養護老人ホームの入所者と併設事業所の利用者数とを合算した数について常勤換算方法により必要とされている従業者の数とします。</p> <p>また、併設されているのが特別養護老人ホームでない場合も、従業者員数の計算上、特別養護老人ホームの場合と同様の端数処理を行うことができます。</p>	平11老企25第3の8の1(1)②ハ・ニ
3 管理者	<p>事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※ ただし、短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することは差し支えありません。</p>	平11厚令37第122条 平11老企25第3の8の1(5)
4 介護予防短期入所生活介護事業の人員基準	<p>介護予防短期入所生活介護事業者が短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、介護予防短期入所生活介護事業と短期入所生活介護事業とが、同一の事業所において一体的に運営されている場合については、短期入所生活介護事業における人員等の基準を満たすことをもって、介護予防短期入所生活介護事業における当該基準を満たしているものとみなすことができます。</p>	平18厚労令35第129条第7項
第3 設備に関する基準		
1 利用定員等	<p>① 短期入所生活介護事業所は、その利用定員を20人以上としていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※ 併設事業所の場合にあっては、利用定員が20人未満でも差し支えありません。</p> <p>② 短期入所生活介護の事業の専用の居室を設けていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	法第74条第2項 平11厚令37第123条第1項 平11厚令37第123条第2項 平11厚令37第123条第1項
2 防災関係	<p>① 短期入所生活介護事業所の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属物の建物を除く。）は、建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物となっていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※ ただし、利用者の日常生活に充てられる場所を2階以上の階及び地階のいずれにも設けていない場合にあっては、建築基準法同条第9号の3に規定する準耐火建築物とすることができます。</p>	平11厚令37第124条第1項

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
3 設備・備品等	<p>事業所には、次に掲げる設備を設けるとともに、サービスを提供するために必要なその他の設備及び備品等を備えていますか。 <input type="checkbox"/> いる ・ <input type="checkbox"/> いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>※ ただし、同一敷地内に他の社会福祉施設が設置されている場合等であって、当該施設の設備を利用することにより当該社会福祉施設等及び当該事業所の効率的運営が可能であり、当該社会福祉施設等の入所者等及び当該事業所の利用者の処遇に支障がない場合は、居室、便所、洗面設備、静養室、介護職員室及び看護職員室を除き、これらの設備を設けないことができます。</p> </div> <ol style="list-style-type: none"> 一 居室 二 食堂 三 機能訓練室 四 浴室 五 便所 六 洗面設備 七 医務室 八 静養室 九 面談室 十 介護職員室 十一 看護職員室 十二 調理室 十三 洗濯室又は洗濯場 十四 汚物処理室 十五 介護材料室 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>※ 併設事業所の場合にあつては、当該併設事業所及び併設本体施設の効率的運用が可能であり、かつ、当該併設事業所の利用者及び本体施設の入所者又は入院患者の処遇に支障がないときは、本体施設の上記設備（居室を除く）を短期入所生活介護事業の用に供することができるものとします。</p> </div>	<p>平11厚令37 第124条第3項</p> <p>平11老企25 第3の8の2(3)</p> <p>平11厚令37 第124条第4項</p>
4 設備基準 (1) 居室	<p>① 一の居室の定員は、4人以下となっていますか。 <input type="checkbox"/> いる ・ <input type="checkbox"/> いない</p> <p>② 利用者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上となっていますか。 <input type="checkbox"/> いる ・ <input type="checkbox"/> いない</p> <p>③ 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分考慮していますか。 <input type="checkbox"/> いる ・ <input type="checkbox"/> いない</p>	<p>平11厚令37 第124条第6項 第1号</p>
(2) 食堂及び 機能訓練室	<p>それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上となっていますか。 <input type="checkbox"/> いる ・ <input type="checkbox"/> いない</p>	<p>平11厚令37 第124条第6項 第2号のイ</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
4 設備基準 (2) 食堂及び機能訓練室	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>※ 食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあつては、同一の場所で差し支えありません。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※ (経過措置) 平成12年4月1日に現に存する老人短期入所事業の用に供する施設又は老人短期入所施設（基本的な設備が完成されているものを含み、平成12年4月1日以降に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）については、上記(1)並びに(2)の規定は適用しません。</p> </div>	平11厚令37 第124条第6項 第2号のロ 平11厚令37 附則第3条 平11老企25 第3の8の2(11)
(3) 浴室	要介護者が入浴するのに適したものとなっていますか。 いる ・ いない	平11厚令37 第124条第6項 第3号
(4) 便所	要介護者が使用するのに適したものとなっていますか。 いる ・ いない	平11厚令37 第124条第6項 第4号
(5) 洗面設備	要介護者が使用するのに適したものとなっていますか。 いる ・ いない <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※ 便所等面積又は数の定めのない設備については、それぞれの設備の持つ機能を十分に発揮し得る適当な広さ又は数を確保するように配慮してください。</p> </div>	平11厚令37 第124条第6項 第5号 平11老企25 第3の8の2(4)
5 その他の構造設備の基準	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>① 廊下の幅は、1.8メートル以上となっていますか。ただし、中廊下の幅は2.7メートル以上となっていますか。 いる ・ いない</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>※ 廊下の幅は、利用者の身体的、精神的特性及び非常災害時における迅速な避難、救出の確保を考慮して定められたものです。なお「中廊下」とは、廊下の両側に居室、静養室等利用者の日常生活に直接使用する設備のある廊下をいいます。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>② 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けていますか。 いる ・ いない</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>③ 階段の傾斜を緩やかにしていますか。 いる ・ いない</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>④ 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けていますか。 いる ・ いない</p> </div>	平11厚令37 第124条第7項 第1号 平11老企25 第3の8の2(5) 平11厚令37 第124条第7項 第2号 平11厚令37 第124条第7項 第3号 平11厚令37 第124条第7項 第4号

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
1 内容及び手続の説明及び同意	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> ※ サービスの内容及び利用期間等についての同意については、書面によって確認することが望ましいです。 </div>	平11老企25第3の8の3(1)
2 短期入所生活介護の開始及び終了	① 利用者の心身の状況により、若しくは、その家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に、短期入所生活介護を提供していますか。 <div style="text-align: right;">いる ・ いない</div>	平11厚令37第126条第1項
	② 居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めていますか。 <div style="text-align: right;">いる ・ いない</div>	平11厚令37第126条第2項 平11老企25第3の8の3(2)
3 提供拒否の禁止	正当な理由なくサービスの提供を拒んでいませんか。 <div style="text-align: right;">いない ・ いる</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> ※ 特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することはできません。 </div>	平11厚令37第140条 準用(第9条) 準用(平11老企25第3の1の3(2))
4 サービス提供困難時の対応	当該事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な短期入所生活介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の短期入所生活介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じていますか。 <div style="text-align: right;">いる ・ いない</div>	平11厚令37第140条 準用(第10条)
5 受給資格等の確認	① サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめていますか。 <div style="text-align: right;">いる ・ いない</div>	平11厚令37第140条 準用(第11条第1項)
	② 被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、短期入所生活介護を提供するよう努めていますか。 <div style="text-align: right;">いる ・ いない</div>	準用(第11条第2項) 法73条2項
6 要介護認定の申請に係る援助	① サービスの提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。 <div style="text-align: right;">いる ・ いない</div>	平11厚令37第140条 準用(第12条第1項)

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
6 要介護認定の申請に係る援助	<p>② 居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行っていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	平11厚令37第140条準用(第12条第2項)
7 心身の状況等の把握	<p>サービスの提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	平11厚令37第140条準用(第13条)
8 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助	<p>利用申込者が介護保険法施行規則第64条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、サービスの提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明していますか。</p> <p>また、居宅介護支援事業者に関する情報を提供すること等その他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	平11厚令37第140条準用(第15条)
9 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	<p>居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿ったサービスを提供していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	平11厚令37第140条準用(第16条)
10 サービスの提供の記録	<p>① サービスを提供した際には、利用者及びサービス事業者がその時点での支給限度額の残額やサービス利用状況を把握できるようにするため、必要な事項を利用者の居宅サービス計画を記載した書面（サービス利用票等）に記載していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>※ 記載すべき必要事項には、次にあげるものが考えられます</p> <ul style="list-style-type: none"> ア サービスの提供日 イ サービスの内容 ウ 保険給付の額 エ その他必要な事項 </div> <p>② サービスを提供した際には、サービスの提供日、具体的なサービス内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を書面（サービス提供記録、業務日誌等）に記録するとともに、利用者から申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者へ提供していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	平11厚令37第140条第1項準用(第19条第1項) 第140条第2項準用(第19条第2項)

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
11 利用料等の受領	<p>① 法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該短期入所介護事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	平11厚令37 第127条第1項
	<p>② 法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	平11厚令37 第127条第2項
	<p>③ 上記①、②の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額以外の支払を利用者から受けていませんか。</p> <p style="text-align: right;">いない ・ いる</p>	平11厚令37 第127条第3項
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>ア 食事の提供に要する費用</p> <p>イ 滞在に要する費用</p> <p>ウ 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用</p> <p>エ 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用</p> <p>オ 送迎に要する費用（厚労大臣が別に定める場合を除く。）</p> <p>カ 理美容代</p> <p>キ 上記ア～カに掲げるもののほか、短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担されることが適当と認められるもの</p> </div>	平11老企25 第3の8の3(3)②
	<p>④ 前記キの費用の具体的な範囲については、別に通知された「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて」に沿って適切に取り扱われていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	平12老企54
	<p>⑤ 前記③に掲げる費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得ていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	平11厚令37 第127条第5項
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※ ア～エに掲げる費用にかかる同意については、文書によるものとします。</p> </div> <p>⑥ 短期入所生活介護その他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした居宅要介護被保険者に対し、厚生労働省令（施行規則第65条）で定めることにより、領収証を交付していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	平11老企25 第3の8の3(3)③ 法第41条第8項

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
11 利用料等の受領	<p>⑦ 法第41条第8項の規定により交付しなければならない領収証に、短期入所生活介護について居宅要介護被保険者から支払を受けた費用の額のうち、同上第4項第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該短期入所生活介護に要した費用の額とする。）に係るもの及びその他の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	施行規則第65条
12 保険給付の請求のための証明書の交付	<p>法定代理受領サービスに該当しない短期入所生活介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した短期入所生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	平11厚令37第140条準用(第21条)
13 短期入所生活介護の取扱方針	<p>① 利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行っていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	平11厚令37第128条第1項
	<p>② 相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、短期入所生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行っていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	平11厚令37第128条第2項
	<p>③ 前記②「相当期間以上」とは、概ね4日以上連続して利用する場合を指すこととするが、4日未満の利用者にあっても、利用者を担当する居宅介護支援事業者等と連携をとること等により、利用者の心身の状況等を踏まえて、他の短期入所生活介護計画を作成した利用者準じて、必要な介護及び機能訓練の援助を行っていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	平11老企25第3の8の3(4)①
	<p>④ 短期入所生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	平11厚令37第128条第3項
	<p>⑤ 短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむ得ない場合を除き、身体的拘束その他の行動を制限する行為（身体拘束等）を行っていませんか。</p> <p style="text-align: right;">いない ・ いる</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ 身体拘束禁止の対象となる具体的行為とは次のとおりです。 ア 徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。 イ 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。 ウ 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。 エ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。</p> </div>	平11厚令37第128条第4項 平13老発155（身体拘束ゼロへの手引き）

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
13 短期入所生活介護の取扱方針	<p>オ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。</p> <p>カ 車いすやいすからずり落ちたり立ち上がったりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。</p> <p>キ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。</p> <p>ク 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。</p> <p>ケ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。</p> <p>コ 行動を落ち着かせるために向精神薬を過剰に服用させる。</p> <p>サ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。</p>	平13老発155 (身体拘束ゼロへの手引き)
	<p>⑥ 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	平11厚令37 第128条第5項
	<p>⑦ 記録に当たっては、「身体拘束ゼロへの手引き」に例示されている「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」などを参考として、適切な記録を作成し、保存していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	平13老発155の6 平11老企25 第3の8の3(4)③
	<p>⑧ 管理者及び従業者は、身体拘束廃止を実現するために正確な事実認識を持っていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	平13老発155の 2、3
	<p>⑨ 管理者は、都道府県等が行うシンポジウム等に参加し、又は従業者を参加させるなど従業者の意識啓発に努めていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	
	<p>⑩ 管理者は、管理者及び各職種の従業者で構成する「身体拘束廃止委員会」などを設置し、事業所全体で身体拘束廃止に取り組むとともに、改善計画を作成していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ 改善計画に盛り込むべき内容</p> <p>ア 事業所内の推進体制</p> <p>イ 介護の提供体制の見直し</p> <p>ウ 「緊急やむを得ない場合」を判断する体制・手続き</p> <p>エ 事業所の設備等の改善</p> <p>オ 事業所の従業者その他の関係者の意識啓発のための取組</p> <p>カ 利用者の家族への十分な説明</p> <p>キ 身体拘束廃止に向けての数値目標</p> </div>	平13老発155の 3、5
	<p>⑪ 事業者は自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	平11厚令37 第128条第6項 (法73条1項)

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
14 短期入所生活介護計画の作成	① 管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、サービスの提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の短期入所生活介護従業者と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所生活介護計画を作成していますか。 <div style="text-align: right;">いる ・ いない</div>	平11厚令37 第129条第1項
	② 短期入所生活介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合には、当該計画の内容に沿って作成していますか。 <div style="text-align: right;">いる ・ いない</div>	平11厚令37 第129条第2項
	③ 短期入所生活介護計画を作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該短期入所生活介護計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更していますか。 <div style="text-align: right;">いる ・ いない</div>	平11老企25 第3の8の3(5)②
	④ 管理者は、短期入所生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又は家族に対して説明をし、利用者の同意を得ていますか。 <div style="text-align: right;">いる ・ いない</div>	平11厚令37 第129条第3項
	⑤ 管理者は、短期入所生活介護計画を作成した際には、当該短期入所生活介護計画を利用者に交付していますか。 <div style="text-align: right;">いる ・ いない</div>	平11厚令37 第129条第4項 平11老企25 第3の8の3(5)③
15 介護	① 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われていますか。 <div style="text-align: right;">いる ・ いない</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ サービスの提供に当たっては、在宅生活へ復帰することを念頭において行うことが基本であり、そのためには、利用者の家庭環境等を十分踏まえて、自立している機能の低下が起きないようにするとともに残存機能の維持向上が図られるよう、適切な技術をもって介護サービス提供し、又は必要な支援を行ってください。</p> <p>なお、サービス等の実施に当たっては、利用者の人格に十分配慮して実施してください。</p> </div>	平11厚令37 第130条第1項 平11老企25 第3の8の3(6)①
	② 1週間に2回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清拭をしていますか。 <div style="text-align: right;">いる ・ いない</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ 入浴は、利用者の心身の状況や自立支援を踏まえて、適切な方法により実施するものとする。なお、入浴の実施に当たっては、事前に健康管理を行い、入浴することが困難な場合は、清拭を実施するなど利用者の清潔保持に努めてください。</p> </div>	平11厚令37 第130条第2項 平11老企25 第3の8の3(6)②

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
15 介護	<p>③ 利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行っていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ 排せつの介護は、利用者の心身の状況や排泄状況などを基に、自立支援を踏まえて、トイレ誘導や排せつ介助等について適切な方法により実施してください。</p> </div>	<p>平11厚令37 第130条第3項</p> <p>平11老企25 第3の8の3(6)③</p>
	<p>④ おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ 利用者がおむつを使用せざるを得ない場合には、その心身及び活動状況に適したおむつを提供するとともに、おむつ交換に当たっては、頻繁に行えばよいというのではなく、利用者の排せつ状況を踏まえて実施してください。</p> </div>	<p>平11厚令37 第130条第4項</p> <p>平11老企25 第3の8の3(6)④</p>
	<p>⑤ 前記①から④に定めるほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行っていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ 短期入所生活介護サービスは、短期間の入所ですが、生活にメリハリをつけ、生活面での積極性を向上させる観点から、1日の生活の流れに沿って、離床、着替え、整容など利用者の心身の状況に応じた日常生活上の世話を適切に行ってください。</p> </div>	<p>平11厚令37 第130条第5項</p> <p>平11老企25 第3の8の3(6)⑤</p>
	<p>⑥ 常時1人以上の介護職員を介護に従事させていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ 夜間を含めて適切な介護を提供できるように介護職員の勤務体制を定めておいてください。</p> <p>なお、介護サービスの提供に当たっては、提供内容に応じて、職員体制を適切に組んでください。</p> </div>	<p>平11厚令37 第130条第6項</p> <p>平11老企25 第3の8の3(6)⑥</p>
	<p>⑦ 利用者に対して、利用者の負担により、当該事業所の従業者以外の者による介護を受けさせていませんか。</p> <p style="text-align: right;">いない ・ いる</p>	<p>平11厚令37 第130条第7項</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
16 食事	<p>① 栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供していますか。 <div style="text-align: right;">いる ・ いない</div></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>※ 食事の提供に関する業務は事業者自らが行うことが望ましいですが、栄養管理、調理管理、材料管理、施設等管理、業務管理、衛生管理、労働衛生管理について事業者自らが行う等、当該事業者の管理者が業務遂行上必要な注意を果たし得るような体制と契約内容により、食事サービスの質が確保される場合には、当該事業者の最終的責任の下で第三者に委託することができます。</p> </div> <p>② 利用者が可能な限り離床して、食堂で食事を摂ることを支援していますか。 <div style="text-align: right;">いる ・ いない</div></p> <p>③ 調理は、あらかじめ作成された献立にしたがって行うとともに、その実施状況を明らかにしていますか。 <div style="text-align: right;">いる ・ いない</div></p> <p>④ 食事時間は適切なものとし、夕食時間は午後6時以降とすることが望ましいですが、早くとも午後5時以降となっていますか。 <div style="text-align: right;">いる ・ いない</div></p> <p>⑤ 利用者の嚥下や咀嚼の状況、食欲など心身の状態等を当該利用者の食事に的確に反映させるために、居室関係部門と食事関係部門との連絡が十分にとられていますか。 <div style="text-align: right;">いる ・ いない</div></p> <p>⑥ 利用者に対して適切な栄養食事相談を行っていますか。 <div style="text-align: right;">いる ・ いない</div></p> <p>⑦ 食事内容について、当該事業者の医師又は栄養士を含む会議において、検討が加えられていますか。 <div style="text-align: right;">いる ・ いない</div></p>	<p>平11厚令37 第131条第1項</p> <p>平11老企25 第3の8の3(7)④</p> <p>平11厚令37 第131条第2項</p> <p>平11老企25 第3の8の3(7)②</p> <p>平11老企25 第3の8の3(7)③</p> <p>平11老企25 第3の8の3(7)⑤</p> <p>平11老企25 第3の8の3(7)⑥</p> <p>平11老企25 第3の8の3(7)⑦</p>
17 機能訓練	<p>① 利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行っていますか。 <div style="text-align: right;">いる ・ いない</div></p> <p>② 機能訓練の提供に当たっては、利用者の家庭環境等を十分に踏まえて、日常生活の自立を助けるため、必要に応じて提供していますか。 <div style="text-align: right;">いる ・ いない</div></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>※ 日常生活及びレクリエーション、行事の実施等に当たっても、その効果を配慮してください。</p> </div>	<p>平11厚令37 第132条</p> <p>平11老企25 第3の8の3(8)</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
18 健康管理	<p>医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとっていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	平11厚令37第133条
19 相談及び援助	<p>常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ 相談及び援助については、常時必要な相談及び援助を行い得る体制を取ることにより、積極的に利用者の在宅生活の向上を図ってください。</p> </div>	<p>平11厚令37第134条</p> <p>平11老企25第3の8の3(10)</p>
20 その他のサービスの提供	<p>① 教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行っていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ レクリエーション行事は、機能訓練の趣旨を踏まえて行うものとしてください。</p> </div>	<p>平11厚令37第135条第1項</p> <p>平11老企25第3の8の3(11)</p>
	<p>② 常に利用者の家族との連携を図るよう努めていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	平11厚令37第135条第2項
21 利用者に関する市町村への通知	<p>サービスを受けている利用者が、次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>ア 正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき。</p> <p>イ 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。</p> </div>	平11厚令37第140条準用(第26条)
22 緊急時の対応	<p>① 現にサービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ短期入所生活介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ 協力医療機関は、緊急時等に速やかに対応できるよう、事業所から近距離にあることが望ましいです。</p> </div>	<p>平11厚令37第136条</p> <p>平11老企25第3の8の3(12)①</p>
	<p>② 緊急時において円滑な協力を得るため、当該協力医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	平11老企25第3の8の3(12)②

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
23 管理者の責務	<p>① 管理者は、当該事業所の従事者の管理及びサービスの利用申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていますか。 いる ・ いない</p> <p>② 管理者は、当該事業所の従事者に、「運営に関する基準（平11厚令37）」を遵守させるため必要な指揮命令を行っていますか。 いる ・ いない</p>	<p>平11厚令37 第140条 準用（第52条第1項）</p> <p>準用（第52条第2項）</p>
24 運営規程	<p>次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下、「運営規程」という。）を定めていますか。 いる ・ いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>※ 運営規程には、次の事項を定めるものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 事業の目的及び運営の方針 イ 従業者の職種、員数及び職務の内容 ウ 利用定員 エ 短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額 オ 通常の送迎の実施地域 カ サービス利用に当たっての留意事項 キ 緊急時等における対応方法 ク 非常災害対策 ケ その他運営に関する重要事項 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>※ ウの「利用定員」は、短期入所生活介護の事業の専用の居室のベッド数と同数としてください。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>※ エの「短期入所生活介護の内容」については、送迎の有無も含めたサービスの内容を指すものとしてください。 「利用料」には、法定代理受領サービスである短期入所生活介護事業に係る利用料（1割負担）及び法定代理受領サービスでない短期入所生活介護の利用料を、「その他の費用の額」としては基準第127条第3項（自主点検表4-11③）の額及び必要に応じてその他のサービスに係る費用の額を規定してください。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>※ オの「通常の送迎の実施地域」は、客観的にその区域が特定されるものとしてください。なお、通常の送迎の実施地域は、送迎に係る費用の徴収等の目安であり、当該地域以外の地域に居住する被保険者に対して送迎が行われることを妨げるものではありません。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>※ カの「サービス利用に当たっての留意事項」は、利用者が短期入所生活介護の提供を受ける際の、利用者側が留意すべき事項（入所生活上のルール、設備の利用上の留意事項等）を指すものです。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※ クの「非常災害対策」は、非常災害に関する具体的計画を指すものです。</p> </div>	<p>平11厚令37 第137条</p> <p>平11老企25 第3の8の3(13)</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
24 運営規程	<p>※ ケの「その他運営に関する重要事項」は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続について定めておくことが望ましいです。</p>	
25 勤務体制の確保	<p>① 利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、短期入所生活介護事業所ごとに従事者の勤務の体制を定めていますか。 いる ・ いない</p> <p>※ 原則として月ごとの勤務表を作成し、短期入所生活介護従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置、管理者との兼務関係等を明確にしてください。</p> <p>※ 併設の短期入所生活介護事業所については、本体施設の従業者と併せて勤務表を作成してください。</p> <p>※ 職員の勤務体制を定めるもののうち、介護職員の勤務形態については、短期入所生活介護が短期間の利用とはいえ、そのサービスの内容は、介護老人福祉施設である特別養護老人ホームと基本的に同様であることから、「社会福祉施設における防火安全対策の強化について（昭62・9・18社施第107号）」に定める特別養護老人ホームの夜間における勤務形態の取扱いに準じてその体制を確保してください。</p> <p>※ 夜間の介護職員数については、介護老人福祉施設における配置を参考に適切に配置してください。ただし、併設事業所については、本体の事業所等と一体でその取扱いを行って差し支えありません。</p> <p>※ 短期入所生活介護事業所の夜間の安全、防災上の管理の観点から、介護職員のほかに宿直員を配置することが望ましいです。ただし、併設事業所については、本体の事業所等と一体でその取扱いを行って差し支えありません。</p> <p>② 事業所ごとに、当該事業所の従業者によって短期入所生活介護を提供していますか。 いる ・ いない</p> <p>※ 当該事業所の従業者とは、雇用契約その他の契約により、当該事業所の管理者の指揮命令下にある従業者を指すものとします。</p> <p>※ ただし、調理、洗濯等の利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、第三者への委託等を行うことを認めています。</p>	<p>平11厚令37 第140条 準用(第101条第1項)</p> <p>平11老企25 第3の8の3(15) イ</p> <p>平11老企25 第3の8の3(15) ロ</p> <p>平11老企25 第3の8の3(15) ロ</p> <p>平11老企25 第3の8の3(15) ハ</p> <p>準用(第101条第2項)</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
25 勤務体制の確保	<p>③ 短期入所生活介護従業者の資質の向上のために、研修の機会を確保していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>※ 研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保してください。</p> </div> <p>④ 職員のキャリア・パスに配慮した研修の機会の提供や受講支援を行っていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない ・ 非該当（交付金を受けていない場合）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>※キャリア・パス：職員が将来展望を持って働き続けることができるよう、能力・資格・経験等に応じた適切な処遇を図ること。</p> </div>	<p>準用(第101条第3項)</p> <p>介護職員処遇改善交付金交付要綱等</p>
26 定員の遵守	<p>利用定員及び居室の定員を超えることとなる数以上の利用者に対して同時に短期入所生活介護を行っていませんか。(ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は差し支えありません。)</p> <p style="text-align: right;">いない ・ いる</p>	<p>平11厚令37第138条</p>
27 地域等の連携	<p>事業の運営に当たっては、地域に開かれた事業として行われるよう、地域住民又はボランティア団体等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	<p>平11厚令37第139条 平11老企25第3の8の3(14)</p>
28 非常災害対策	<p>非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従事者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>※ 「関係機関への通報及び連携体制」とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制づくりを求めることとしたものです。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>※ 「非常災害に関する具体的な計画」とは、消防法施行規則第3条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいいます。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>※ 消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定により防火管理者を置くこととされている短期入所生活介護事業所にあつてはその者に行わせてください。 また、防災管理者を置かなくてもよいこととされている事業所においても、防災管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせてください。</p> </div>	<p>平11厚令37第140条 準用(第103条)</p> <p>準用(平11老企25第3の6の3(6))</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
29 衛生管理等	<p>① 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じていますか。 <div style="text-align: right;">いる ・ いない</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> ※ 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保ってください。 </div> </p> <p>② 当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよう必要な措置を講じていますか。 <div style="text-align: right;">いる ・ いない</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> ※ 特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講じてください。 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> ※ 空調設備等により施設の適温の確保に努めてください。 </div> </p>	<p>平11厚令37 第140条 準用(第104条第1項)</p> <p>準用(平11老企 25第3の6の3(7) ①)</p> <p>準用(第104条第2項)</p> <p>準用(平11老企 25第3の6の3(7) ②)</p> <p>準用(平11老企 25第3の6の3(7))</p>
30 掲示	<p>事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。 <div style="text-align: right;">いる ・ いない</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> ※ 利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項とは、運営規程の概要、短期入所生活介護従業員の勤務の体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等をいいます。 </div> </p>	<p>平11厚令37 第140条 準用(第32条)</p>
31 秘密保持等	<p>① 従業員が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさぬよう対策を講じていますか。 <div style="text-align: right;">いる ・ いない</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> ※ 秘密を保持すべき旨を就業規則に規定したり、誓約書等をとるなどの措置を講じてください。 </div> </p> <p>② 当該事業所の従業員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていますか。 <div style="text-align: right;">いる ・ いない</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> ※ 従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を従業員との雇用契約時に取り決め、例えば違約金について定める等の措置を講じてください。 </div> </p>	<p>平11厚令37 第140条 準用(第33条第1項)</p> <p>準用(第33条第2項)</p> <p>準用(平11老企 25第3の1の3 (21)②)</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
31 秘密保持等	<p>③ サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ていますか。 <input type="checkbox"/> いる ・ <input type="checkbox"/> いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>※ この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りるものです。</p> </div> <p>④ 「個人情報の保護に関する法律」及び「医療・介護関係事業における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」に基づき、入居者及びその家族の個人情報を適切に取り扱っていますか。 <input type="checkbox"/> いる ・ <input type="checkbox"/> いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>※ 個人情報については、安全管理の観点（第三者の目につかないようにする等）から、鍵のかかるロッカー・キャビネット等への保管が望ましいです。</p> </div> <p>「個人情報の保護に関する法律」の概要 ア 利用目的をできる限り特定し、その利用目的の達成に必要な範囲内で個人情報を取り扱うこと イ 個人情報は適正な方法で取得し、取得時に本人に対して利用目的の通知又は公表をすること ウ 個人データについては正確かつ最新の内容に保つように努め、安全管理措置を講じ、従業者及び委託先を監督すること エ あらかじめ本人の同意を得なければ、第三者に個人データを提供してはならないこと オ 保有個人データについては、利用目的などを本人の知り得る状態に置き、本人の求めに応じて開示・訂正・利用停止等を行うこと カ 苦情の処理に努め、そのための体制の整備をすること</p> <p>「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」より 医療・介護関係事業者は、個人情報を提供してサービスを受ける患者・利用者から、その規模によらず良質かつ適切な医療・介護サービスの提供のために最善の努力を行う必要があること等から、本ガイドラインにおいては、個人情報取扱事業者としての法令上の義務を負わない医療・介護事業者にも本ガイドラインを遵守する努力を求めるものです。</p>	<p>平11厚令37第140条準用(第33条第3項)</p> <p>準用(平11老企25第3の1の3(21)③)</p> <p>個人情報の保護に関する法律(平15年法律第57号) 医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン(平16.12.24厚労省)</p>
32 広告	<p>事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大な表現となっていないですか。 <input type="checkbox"/> いない ・ <input type="checkbox"/> いる</p>	<p>平11厚令37第140条準用(第34条)</p>
33 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	<p>居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、特定の事業者による事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。 <input type="checkbox"/> いない ・ <input type="checkbox"/> いる</p>	<p>平11厚令37第140条準用(第35条)</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
34 苦情処理	<p>① 利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ 「必要な措置」とは、具体的には以下のとおりです。</p> <p>ア 苦情を受け付けるための窓口を設置する。</p> <p>イ 相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにする。</p> <p>ウ 利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載する。</p> <p>エ 苦情に対する措置の概要について事業所に提示する。</p> </div>	<p>平11厚令37 第140条 準用(第36条第1 項)</p> <p>準用(平11老企 25第3の1の3 (23)①)</p>
	<p>② 苦情を受け付けた場合には、当該苦情の受付日、その内容等を記録していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ 苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行ってください。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ 記録の整備については、台帳等を作成し記録するとともに、利用者個票等に個別の情報として記録することが望ましいです。</p> </div>	<p>準用(第36条第2 項)</p> <p>準用(平11老企 25第3の1の3の (23)②)</p>
	<p>③ 市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導・助言に従って必要な改善を行っていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	<p>準用(第36条第3 項)</p>
	<p>④ 市町村からの求めがあった場合には、上記③の改善の内容を市町村に報告していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	<p>準用(第36条第4 項)</p>
	<p>⑤ 利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	<p>準用(第36条第5 項)</p>
	<p>⑥ 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、⑤の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	<p>準用(第36条第6 項)</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
35 事故発生時の対応	<p>① サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。 いる ・ いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>※ 事故が発生した場合の対応方法について、あらかじめ定めておくことが望ましいです。</p> </div> <p>② ①の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。 いる ・ いない</p> <p>③ 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。 いる ・ いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>※ 賠償すべき事態において、速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましいです。</p> </div> <p>④ 事故が生じた際には、その原因を解明しその再発生を防ぐための対策を講じていますか。 いる ・ いない</p>	<p>平11厚令37 第140条 準用(第37条第1項)</p> <p>準用(平11老企 25第3の1の3 (24)①)</p> <p>準用(第37条第2項)</p> <p>準用(第37条第3項)</p> <p>準用(平11老企 25第3の1の3 (24)②)</p> <p>準用(平11老企 25第3の1の3 (24)③)</p>
36 会計の区分	<p>① 事業所ごとに経理を区分するとともに、当該事業の会計とその他の事業の会計を区分していますか。 いる ・ いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>※ 具体的な会計処理の方法については、次の通知に基づき適切に行ってください。 ア 「指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて」(平成12年3月10日 老計第8号) イ 「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」(平成13年3月28日 老振発第18号)</p> </div>	<p>平11厚令37 第140条 準用(第38条)</p> <p>準用(平11老企 25第3の1の3 (25))</p>
37 記録の整備	<p>① 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。 いる ・ いない</p>	<p>平11厚令37 第139条の2第1項</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
37 記録の整備	<p>② 利用者に対するサービス提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存していますか。 いる ・ いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>ア 短期入所生活介護計画 イ 提供した具体的なサービスの内容等の記録 ウ 基準第128条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 エ 準用する基準第26条に規定する市町村への通知に係る記録 オ 準用する基準第36条第2項に規定する苦情の内容等の記録 カ 準用する基準第37条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置の記録</p> </div>	第139条の2第2項
第5 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準		
1 介護予防短期入所生活介護の基本取扱方針	<p>① 介護予防短期入所生活介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われていますか。 いる ・ いない</p> <p>② 事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図っていますか。 いる ・ いない</p> <p>③ サービスの提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービス提供に当たっていますか。 いる ・ いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※ サービスの提供に当たっては、一人一人の高齢者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として行われるものであることに留意しつつ行ってください。</p> </div> <p>④ 事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めていますか。 いる ・ いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※ サービス提供に当たって、利用者ができないことを単に補う形でのサービス提供は、かえって利用者の生活機能の低下を引き起こし、サービスへの依存を生み出している場合があるとの指摘を踏まえ、「利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う」ことを基本として、利用者のできる能力を阻害するような不適切なサービス提供をしないよう配慮してください。</p> </div>	<p>平18厚労令35第143条第1項</p> <p>平18厚労令35第143条第2項</p> <p>平18厚労令35第143条第3項</p> <p>平11老企25第4の3の8(1)①</p> <p>平18厚労令35第143条第4項</p> <p>平11老企25第4の3の8(1)③</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
1 介護予防短期入所生活介護の基本取扱方針	<p>⑤ 事業者は、サービス提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めていますか。 いる ・ いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ 介護予防の十分な効果をも高める観点からは、利用者の主体的な取組が不可欠であることから、サービスの提供に当たっては、利用者の意欲が高まるようコミュニケーションの取り方をはじめ、様々な工夫をして、適切な働きかけを行うよう努めてください。</p> </div>	<p>平18厚労令35第143条第5項</p> <p>平11老企25第4の3の8(1)②</p>
2 介護予防短期入所生活介護の具体的取扱方針	<p>① サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の把握を行っていますか。 いる ・ いない</p> <p>② 管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、①に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、介護予防短期入所生活介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載したサービス計画を作成していますか。 いる ・ いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ 「相当期間以上」とは、概ね4日以上連続して利用する場合を指すこととしますが、4日未満の利用者であっても、担当する介護予防支援事業者等と連携をとること等により、利用者の心身の状況等を踏まえて、他の介護予防短期入所生活介護計画を作成した利用者準じて、必要な介護及び機能訓練等の支援を行ってください。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ 介護予防短期入所生活介護計画については、介護の提供に係る計画等の作成に関し経験のある者や、介護の提供について豊富な知識及び経験を有する者にそのとりまとめを行わせるものとし、当該事業所に介護支援専門員の資格を有する者がいる場合は、その者に当該計画のとりまとめを行わせることが望ましいです。</p> </div> <p>③ 介護予防短期入所生活介護計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成していますか。 いる ・ いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ 介護予防短期入所生活介護計画の作成後に介護予防サービス計画が作成された場合は、当該介護予防短期入所生活介護計画が介護予防サービスに沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更してください。</p> </div>	<p>平18厚労令35第144条第1号</p> <p>平18厚労令35第144条第2号</p> <p>平11老企25第4の3の8(2)①</p> <p>平18厚労令35第144条第3号</p> <p>平11老企25第4の3の8(2)②</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
2 介護予防短期入所生活介護の具体的な取扱方針	<p>④ 管理者は、介護予防短期入所生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。また、当該介護予防短期入所生活介護計画を利用者に交付していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	平18厚労令35第144条第4号、第5号
	<p>⑤ サービスの提供に当たっては、介護予防短期入所生活介護計画が作成されている場合には、当該計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	平18厚労令35第144条第6号
	<p>⑥ サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	平18厚労令35第144条第7号
3 介護	<p>① 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術を持って行われていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ サービスの提供に当たっては、在宅生活への復帰することを念頭において行うことが基本であり、そのためには、利用者の家庭環境等を十分踏まえて、自立している機能の低下が起きないようにするとともに残存機能の維持向上が図られるよう、適切な技術をもってサービス提供し、又は必要な支援を行ってください。</p> <p>なお、サービス等の実施に当たっては、利用者の人格に十分配慮して実施してください。</p> </div>	<p>平18厚労令35第145条第1項</p> <p>平11老企25第4の3の8(3)①</p>
	<p>② 1週間に2回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清拭をしていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ 入浴は、利用者の心身の状況や自立支援を踏まえて、適切な方法により実施してください。なお、入浴の実施に当たっては、事前に健康管理を行い、入浴することが困難な場合は清拭を実施するなど利用者の清潔保持に努めてください。</p> </div>	<p>平18厚労令35第145条第2項</p> <p>平11老企25第4の3の8(3)②</p>
	<p>③ 利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ 排せつの介護は、利用者の心身の状況や排泄状況などを基に、自立支援を踏まえて、トイレ誘導や排せつ介助等について適切な方法により実施してください。</p> </div>	<p>平18厚労令35第145条第3項</p> <p>平11老企25第4の3の8(3)③</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
3 介護	<p>④ おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ 利用者がおむつを使用せざるを得ない場合には、利用者の心身及び活動状況に適したおむつを提供するとともに、おむつ交換に当たっては、頻繁に行えばよいというものではなく、利用者の排せつ状況を踏まえて実施してください。</p> </div>	<p>平18厚労令35第145条第4項</p> <p>平11老企25第4の3の8(3)④</p>
	<p>⑤ 前記①から④に定めるほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の支援を適切に行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ 介護予防短期入所生活介護サービスは、短期間の入所ではありますが、生活にメリハリをつけ、生活面での積極性を向上させる観点から、1日の生活の流れに沿って、離床、着替え、整容など利用者の心身状況に応じた日常生活上の世話を適切に行ってください。</p> </div>	<p>平18厚労令35第145条第5項</p> <p>平11老企25第4の3の8(3)⑤</p>
	<p>⑥ 常時1人以上の介護職員を介護に従事させていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ 夜間を含めて適切な介護を提供できるように介護職員の勤務体制を定めておいてください。なお、サービスの提供に当たっては、提供内容に応じて、職員体制を適切に行ってください。</p> </div>	<p>平18厚労令35第145条第6項</p> <p>平11老企25第4の3の8(3)⑥</p>
	<p>⑦ 介護予防短期入所生活介護利用者に対して、利用者の負担により、当該事業所以外の者による介護を受けさせていませんか。</p> <p style="text-align: center;">いない ・ いる</p>	<p>平18厚労令35第145条第7項</p>
4 食事	<p>① 栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ 食事の提供に関する業務は事業者自らが行うことが望ましいですが、栄養管理、調理管理、材料管理、施設等管理、業務管理、衛生管理、労働衛生管理について事業者自らが行う等、当該事業者の管理者が業務遂行上必要な注意を果たし得るような体制と契約内容により、食事サービスの質が確保される場合には、当該事業者の最終的責任の下で第三者に委託することができます。</p> </div>	<p>平18厚労令35第146条第1項</p> <p>平11老企25第4の3の8(4)④</p>
	<p>② 利用者が可能な限り離床して、食堂で食事を摂ることを支援していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	<p>平18厚労令35第146条第2項</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
4 食事	③ 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行うとともに、その実施状況を明らかにしていますか。 <div style="text-align: right;">いる ・ いない</div>	平11老企25 第4の3の8(4)②
	④ 食事時間は適切なものとし、夕食時間は午後6時以降とすることが望ましいですが、早くとも午後5時以降となっていますか。 <div style="text-align: right;">いる ・ いない</div>	平11老企25 第4の3の8(4)③
	⑤ 利用者の嚥下や咀嚼の状況、食欲など心身の状態等を当該利用者の食事に的確に反映させるために、居室関係部門と食事関係部門との連絡が十分にとられていますか。 <div style="text-align: right;">いる ・ いない</div>	平11老企25 第4の3の8(4)⑤
	⑥ 利用者に対して適切な栄養食事相談を行っていますか。 <div style="text-align: right;">いる ・ いない</div>	平11老企25 第4の3の8(4)⑥
	⑦ 食事内容について、当該事業者の医師又は栄養士を含む会議において、検討が加えられていますか。 <div style="text-align: right;">いる ・ いない</div>	平11老企25 第4の3の8(4)⑦
5 機能訓練	① 利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行っていますか。 <div style="text-align: right;">いる ・ いない</div>	平18厚労令35 第147条
	② 機能訓練の提供に当たっては、利用者の家庭環境等を十分に踏まえて、日常生活の自立を助けるため、必要に応じて提供していますか。 <div style="text-align: right;">いる ・ いない</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> ※ 日常生活及びレクリエーション、行事の実施等に当たっても、その効果を配慮してください。 </div>	平11老企25 第4の3の8(5)
6 健康管理	事業所の医師及び看護職員は、常に利用者の健康状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとっていますか。 <div style="text-align: right;">いる ・ いない</div>	平18厚労令35 第148条
7 相談及び援助	常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の支援を行っていますか。 <div style="text-align: right;">いる ・ いない</div>	平18厚労令35 第149条
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> ※ 相談及び援助については、常時必要な相談及び援助を行い得る体制を取ることにより、積極的に利用者の在宅生活の向上を図ってください。 </div>	平11老企25第4 の3の8(7)
8 その他のサービスの提供	① 教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行っていますか。 <div style="text-align: right;">いる ・ いない</div>	平18厚労令35 第150条第1項
	② 常に利用者の家族との連携を図るよう努めていますか。 <div style="text-align: right;">いる ・ いない</div>	平18厚労令35 第150条第2項

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
第6 ユニット型指定短期入所生活介護の事業の基本方針並びに設備及び運営に関する基準		
1 ユニット型短期入所生活介護の基本方針	<p>ユニット型短期入所生活介護事業（ユニット型事業）は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとなっていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>※ 「ユニット」とは、ユニット型事業であって、その全部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室（当該居室の利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。）により一体的に構成される場所をいいます。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>※ 「ユニット」は、居室及び共同生活室のほか、洗面設備及び便所を含みます。</p> </div>	<p>平11厚令37第140条の3</p> <p>平11厚令37第140条の2</p> <p>平11老企25第3の8の4(3)③</p>
2 防災関係	<p>① 短期入所生活介護事業所の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属物の建物を除く。）は、建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物となっていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>※ ただし、利用者の日常生活に充てられる場所を2階以上の階及び地階のいずれにも設けていない場合にあつては、建築基準法同条第9号の3に規定する準耐火建築物とすることができます。</p> </div> <p>② ①の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、以下のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建てのユニット型短期入所生活介護事業所の建物であつて、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認められたときは、耐火建築物又は準耐火建築物である必要はありません。</p> <p>建物が耐火建築物又は準耐火建築物ではない場合、以下の<u>いずれか</u>の要件を満たしていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>ア スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造となっていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>イ 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものとなっていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> </div>	<p>平11厚令37第140条の4第1項</p> <p>平11厚令37第140条の4第2項</p> <p>平11老企25第3の8の2(2)</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
2 防災関係	<p>ウ 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものとなっていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <p>また「火災に係る利用者の安全性が確保されている」と認めるときについては、以下の点について考慮してください。</p> <p>エ 上記ア～ウの要件のうち、満たしていないものについても一定の配慮措置が講じられていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <p>オ 日常における又は火災時の火災に係る安全性の確保が、利用者が身体的、精神的に障害を有する者であることに鑑みてなされていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <p>カ 管理者及び防火管理者は、事業所建物の燃焼性に対する知識を有し、火災時の危険性を十分認識するとともに、職員等に対して、火気取扱いその他火災予防に関する指導監督、防災意識の高揚に努めていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <p>キ 定期的に行うこととされている避難等の訓練は、事業所の燃焼性を十分に勘案して行っていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	
3 設備及び備品等	<p>② ユニットケアを行うためには、利用者の自律的な生活を保障する居室（個室）と、少人数の家庭的な雰囲気の中で生活できる共同生活室（居宅での居間に相当する部屋）が不可欠であることから、ユニット型事業所は、事業所全体を、こうした居室と共同生活室によって一体的に構成される場所（ユニット）を単位として構成し、運営していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>※ 利用者が、自室のあるユニットを超えて広がりのある日常生活を楽しむことができるよう、他のユニットの利用者と交流したり、多数の利用者が集まったりすることのできる場所を設けることが望ましいです。</p> </div> <p>③ ユニット型短期入所生活介護事業所には、次に掲げる設備を設けるとともに、短期入所生活介護を提供するために必要な他の設備及び備品等を備えていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <p>一 ユニット 二 浴室 三 医務室 四 調理室 五 洗濯室又は洗濯場 六 汚物処理室 七 介護材料室</p>	<p>平11老企25 第3の8の4(3)①</p> <p>平11老企25 第3の8の4(3)④</p> <p>平11厚令37 第140条の4第3項</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
4 設備基準 (1) ユニット	<p>a 利用定員が10人を超えるユニットにあつては、「おおむね10人」と言える範囲内の利用定員であること。</p> <p>b 利用定員が10人を超えるユニットの数は、当該事業所の総ユニット数の半数以下であること。</p>	<p>平11厚令37第140条の4第6項1のイ(3)</p> <p>平11厚令37第140条の4第6項1のイ(4)</p> <p>平11老企25第3の8の4(3)⑥ホ</p>
	<p>③ 利用者1人当たりの居室床面積は、10.65平方メートル以上となっていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <p>※ ユニットに属さない居室を改修したものについては、利用者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じても差し支えありません。</p>	
	<p>④ 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分考慮していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <p>※ 居室について ユニット型事業所では、居宅に近い居住環境下で、居宅における生活に近い日常生活の中でケアを行うため、利用者は長年使い慣れた筆筒などの家具を持ち込むことを想定しており、居室は次のいずれかに分類されます。</p> <p>1 ユニット型個室 床面積は、10.65平方メートル以上（居室内に洗面設備が設けられているときはその面積を含み、居室内に便所が設けられているときはその面積を除く。）とすること。</p> <p>2 ユニット型準個室</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ユニットに属さない居室を改修してユニットを造る場合であり、床面積は、10.65平方メートル以上（居室内に洗面設備が設けられているときはその面積を含み、居室内に便所が設けられているときはその面積を除く。）とすること ・この場合にあつては、入居者同士の視線が遮断され入居者のプライバシーが十分に確保されていれば、天井と壁との間に一定の隙間が生じていても差し支えありません。 ・壁については、家具等のように可動のもので室内を区分しただけのものは認められず、可動ではないものであつて、プライバシーの確保のために適切な素材であることが必要です。 ・居室であるためには、一定程度以上の大きさの窓が必要であることから、多床室を仕切って窓のない居室を設けたとしても準個室としては認められません。 ・居室への入り口が、複数の居室で共同であつたり、カーテンなどで仕切られているに過ぎないような場合には、十分なプライバシーが確保されているとは言えず、準個室としては認められません。 ・ユニットに属さない居室を改修してユニットを造る場合に、居室が上記1の要件を満たしていれば、ユニット型個室に分類されます。 	

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
(2) 共同生活室	<p>① 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニット利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所として相応しい形状を有するよう、次の要件を満たしていますか。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>ア 他のユニットの利用者が、当該共同生活室を通過することなく、事業所内の他の場所に移動することができるようになっていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <p>イ 当該ユニットの利用者全員とその介護等を行う従業者が一度に食事をしたり、談話等を楽しんだりすることが可能な備品を備えた上で、当該共同生活室内を車椅子が支障なく通行できる形状が確保されていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> </div>	<p>平11厚令37第140条の4第6項1のロ(1)</p> <p>平11老企25第3の8の4(3)⑦イ</p>
	<p>② 前記①の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用定員を乗じて得た面積以上となっていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	<p>平11厚令37第140条の4第6項1のロ(2)</p>
	<p>③ 要介護者が食事をしたり、談話等を楽しんだりするのに適したテーブル、椅子等の備品を備えていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>※ 利用者が、その心身の状況に応じて家事を行うことができるようにする観点から、簡易な流し、調理設備を設けることが望ましいです。</p> </div>	<p>平11老企25第3の8の4(3)⑦ロ</p>
(3) 洗面設備	<p>① 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	<p>平11厚令37第140条の4第6項1のハ(1)</p>
	<p>② 要介護者が使用するのに適したものとなっていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>※ 洗面設備は、居室ごとに設けることが望ましいです。ただし、共同生活室ごとに適当数設けることとしても差し支えありません。この場合にあつては、共同生活室内の1か所に集中して設けるのではなく、2か所以上に分散して設けることが望ましいです。なお、居室ごとに設ける方式と、共同生活室ごとに設ける方式とを混在させても差し支えありません。</p> </div>	<p>平11厚令37第140条の4第6項1のハ(2)</p> <p>平11老企25第3の8の4(3)⑧</p>
(4) 便所	<p>① 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	<p>平11厚令37第140条の4第6項1のニ(1)</p>
	<p>② 要介護者が使用するのに適したものとなっていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	<p>平11厚令37第140条の4第6項1のニ(2)</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
(4) 便所	<p>※ 便所は、居室ごとに設けることが望ましいです。ただし、共同生活室ごとに適当数設けることとしても差し支えありません。この場合にあつては、共同生活室内の1か所に集中して設けるのではなく、2か所以上に分散して設けることが望ましいです。なお、居室ごとに設ける方式と、共同生活室ごとに設ける方式とを混在させても差し支えありません。</p>	平11老企25第3の8の4(3)⑨
(5) 浴室	<p>要介護者が入浴するのに適したものとなっていますか。 <input type="checkbox"/> いる ・ <input type="checkbox"/> いない</p> <p>※ 浴室は、居室のある階ごとに設けることが望ましいです。</p>	平11厚令37第140条の4第6項2 平11老企25第3の8の4(3)⑩
5 その他の構造設備の基準	<p>① 廊下の幅は、1. 8メートル以上となっていますか。ただし、中廊下の幅は、2. 7メートル以上となっていますか。 <input type="checkbox"/> いる ・ <input type="checkbox"/> いない</p> <p>※ 廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、従業者等の円滑な往来に支障がないと認められる場合には、1. 5メートル以上（中廊下にあつては、1. 8メートル以上）として差し支えありません。</p> <p>② 廊下、共同生活室、便所その他必要な場所に常夜灯を設けていますか。 <input type="checkbox"/> いる ・ <input type="checkbox"/> いない</p> <p>③ 階段の傾斜を緩やかにしていますか。 <input type="checkbox"/> いる ・ <input type="checkbox"/> いない</p> <p>④ 消火設備その他非常災害に際して必要な設備を設けていますか。 <input type="checkbox"/> いる ・ <input type="checkbox"/> いない</p> <p>⑤ ユニット又は浴室が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けていますか。（ただし、エレベーターを設けるときは、この限りではありません。） <input type="checkbox"/> いる ・ <input type="checkbox"/> いない</p>	平11厚令37第140条の4第7項
6 ユニット型介護予防短期入所生活介護の設備基準	<p>ユニット型介護予防短期入所生活介護事業者がユニット型短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型介護予防短期入所生活介護事業とユニット型短期入所生活介護事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は、短期入所生活介護事業における設備に関する基準等を満たすことをもって、介護予防短期入所生活介護事業における当該基準を満たしているものとみなすことができます。</p>	平18厚労令35第153条の8

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
7 利用料の受領	<p>① 法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該ユニット型短期入所生活介護事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	平11厚令37 第140条の6第1項
	<p>② 法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	第140条の6第2項
	<p>③ 前記①、②の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額以外の支払を利用者から受けていませんか。</p> <p style="text-align: right;">いない ・ いる</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>ア 食事の提供に要する費用</p> <p>イ 滞在に要する費用</p> <p>ウ 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用</p> <p>エ 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用</p> <p>オ 送迎に要する費用（厚労大臣が別に定める場合を除く。）</p> <p>カ 理美容代</p> <p>キ 上記ア～カに掲げるもののほか、短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担されることが適当と認められるもの</p> </div>	平11厚令37 第140条の6第3項
	<p>④ 上記③に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得ていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ ア～エまでに掲げる費用にかかる同意については、文書によるものとしてください。</p> </div>	平11厚令37 第140条の6第5項
8 取扱方針	<p>① 利用者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援するものとして行われていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ サービス提供に当たっては、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮することが必要であり、このため従業者は、一人一人の利用者について、個性、心身の状況、利用に至るまでの生活歴とその中で培われてきた生活様式や生活習慣を具体的に把握した上で、その日常生活上の活動を適切に援助しなければなりません。</p> </div>	平11厚令37 第140条の7第1項 平11老企25 第3の8の4(5)①

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
8 取扱方針	<p>なお、こうしたことから明らかなように、利用者の意向に関わりなく集団で行うゲームや、日常生活動作にない動作を通じた機能訓練など、家庭の中では通常行われなことを行うのは、サービスとして適当ではありません。</p> <p>② 各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われていますか。 <input type="checkbox"/> いる ・ <input type="checkbox"/> いない</p> <p>※ 従業者は、利用者相互の信頼関係が醸成されるよう配慮することが必要であるが、同時に、利用者が他の利用者の生活に過度に干渉し、自律的な生活を損なうことにならないようにすることにも配慮が必要です。</p> <p>③ 利用者のプライバシーの確保に配慮して行われていますか。 <input type="checkbox"/> いる ・ <input type="checkbox"/> いない</p> <p>④ 利用者の自立した生活を支援することを基本として、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら適切に行われていますか。 <input type="checkbox"/> いる ・ <input type="checkbox"/> いない</p> <p>⑤ 従業者は、サービスの提供に当たって、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。 <input type="checkbox"/> いる ・ <input type="checkbox"/> いない</p> <p>⑥ サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行っていませんか。 <input type="checkbox"/> いない ・ <input type="checkbox"/> いる</p> <p>⑦ ⑥の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していますか。 <input type="checkbox"/> いる ・ <input type="checkbox"/> いない</p> <p>⑧ 事業者は自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。 <input type="checkbox"/> いる ・ <input type="checkbox"/> いない</p>	<p>平11厚令37 第140条の7第2項</p> <p>平11老企25 第3の8の4(5)②</p> <p>平11厚令37 第140条の7第3項</p> <p>平11厚令37 第140条の7第4項</p> <p>平11厚令37 第140条の7第5項</p> <p>平11厚令37 第140条の7第6項</p> <p>平11厚令37 第140条の7第7項</p> <p>平11厚令37 第140条の7第8項</p>
9 介護	<p>① 介護は、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、利用者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行われていますか。 <input type="checkbox"/> いる ・ <input type="checkbox"/> いない</p> <p>※ 自律的な日常生活を支援するという点では、利用者の日常生活上の活動への援助が過剰なものとなることのないよう留意してください。</p>	<p>平11厚令37 第140条の8第1項</p> <p>平11老企25 第3の8の4(6)①</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
9 介護	<p>② 利用者の日常生活における家事を、利用者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ 「日常における家事」には、食事の簡単な下準備や配膳、後片付け、清掃やゴミ出しなど、多様なものが考えられます。</p> </div>	<p>平11厚令37 第140条の8第2項</p> <p>平11老企25 第3の8の4(6)②</p>
	<p>③ 利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供していますか。</p> <p>(ただし、やむを得ない場合には、清拭を行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができます。)</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ 入浴が、単に身体の清潔を維持するだけでなく、利用者が精神的に快適な生活を営む上でも重要なものであることから、こうした観点に照らして「適切な方法により」これを行うこととするとともに、同様の観点から、一律の入浴回数を設けるのではなく、個浴の実施など利用者の意向に応じることのできるだけの入浴機会を設けなければなりません。</p> </div>	<p>平11厚令37 第140条の8第3項</p> <p>平11老企25 第3の8の4(6)③</p>
	<p>④ 利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行っていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	<p>平11厚令37 第140条の8第4項</p>
	<p>⑤ おむつを使用せざるを得ない利用者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	<p>平11厚令37 第140条の8第5項</p>
	<p>⑥ ①～⑤に定めるほか、利用者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	<p>平11厚令37 第140条の8第6項</p>
	<p>⑦ 常時1人以上の介護職員を介護に従事させていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	<p>平11厚令37 第140条の8第7項</p>
	<p>⑧ 利用者に対して、利用者の負担により、当該ユニット型事業所の従業者以外の者による介護を受けさせていませんか。</p> <p style="text-align: right;">いない ・ いる</p>	<p>平11厚令37 第140条の8第8項</p>
	10 食事	<p>① 栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>
<p>② 利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行っていますか</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>		<p>平11厚令37 第140条の9第2項</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
10 食事	<p>③ 利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、利用者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保していますか。 いる ・ いない</p> <p>※ 食事は、事業者側の都合で急かしたりすることなく、利用者が自分のペースで食事を摂ることができるよう十分な時間を確保しなければなりません。</p> <p>④ 利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事を摂ることを支援していますか。 いる ・ いない</p> <p>※ 利用者の意思を尊重し、また、その心身の状況に配慮した上で、できる限り離床し、共同生活室で食事を摂ることができるよう支援しなければなりません。 その際、共同生活室で食事を摂るよう強制することはあってはならないので、十分留意してください。</p>	<p>平11厚令37 第140条の9第3項</p> <p>平11老企25 第3の8の4(7)①</p> <p>平11厚令37 第140条の9第4項</p> <p>平11老企25 第3の8の4(7)②</p>
11 その他のサービス提供	<p>① 利用者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自立的に行うこれらの活動を支援していますか。 いる ・ いない</p> <p>② 常に利用者の家族との連携を図るよう努めていますか。 いる ・ いない</p> <p>※ ユニット型事業所の居室は、家族や友人が来訪、宿泊して利用者と交流するのに適して個室であることから、これらの者ができる限り気軽に来訪、宿泊することができるよう配慮しなければなりません。</p>	<p>平11厚令37 第140条の10第1項</p> <p>平11厚令37 第140条の10第2項</p> <p>平11老企25 第3の8の4(8)②</p>
12 運営規程	<p>次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下、「運営規程」という。)を定めていますか。 いる ・ いない</p> <p>※ 運営規程には、次の事項を定めるものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 事業の目的及び運営の方針 イ 従業者の職種、員数及び職務の内容 ウ 利用定員 エ ユニットの数及びユニットごとの利用定員 オ 短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額 カ 通常の送迎の実施地域 キ サービス利用に当たっての留意事項 ク 緊急時等における対応方法 ケ 非常災害対策 コ その他運営に関する重要事項 	<p>平11厚令37 第140条の11</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
13 勤務体制の確保	<p>※ ユニット型事業所において配置を義務付けることとしたユニットごとの常勤のユニットリーダーについては、当面は、ユニットケアリーダー研修を受講した職員（以下、「研修受講者」という。）を各施設（一部ユニット型を含む）に2人以上配置する（ただし、2ユニット以下の施設の場合には、1人でよいこととする。）ほか、研修受講者が配置されているユニット以外のユニットでは、ユニットにおけるケアに責任を持つ職員（研修受講者でなくても構わない。）を決めてもらうことで足りるものとしします。</p> <p>この場合、研修受講者は、研修で得た知識等をリーダー研修を受講していないユニットの責任者に伝達するなど、当該施設におけるユニットケアの質の向上の中核となることが求められます。</p> <p>また、ユニットリーダーについて必要とされる研修受講者の数には、当面はユニットリーダー以外の研修受講者であって、未受講のユニットリーダーに対して研修で得た知識を伝達し、ユニットケアに関して指導及び助言を行える者を含めて差し支えありません。</p>	平11老企25 第3の8の4(10)
	<p>③ ユニット型事業所ごとに、当該事業所の従業者によってサービス提供を行っていますか。 いる ・ いない</p> <p>※ 当該事業所の従業者とは、雇用契約その他の契約により、当該事業所の管理者の指揮命令下にある従業者を指すものとしします。</p> <p>※ ただし、調理、洗濯等の利用者に直接影響を及ぼさない業務については、第三者への委託等を行うことを認めています。</p>	平11厚令37 第140条の11の2 第3項 準用(第101条第2項)
	<p>④ 従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保していますか。 いる ・ いない</p> <p>※ 研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保してください。</p>	平11厚令37 第140条の11の2 第4項
14 定員の遵守	<p>ユニットごとの利用定員及び居室の定員を超える数以上の利用者に対して同時に短期入所生活介護を行っていませんか。 (ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は差し支えありません。)</p> <p>いない ・ いる</p>	平11厚令37 第140条の12

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
第7 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業の基本方針、運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準		
1 基本方針	<p>ユニット型介護予防短期入所生活介護事業は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとなっていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	平18厚労令35第152条
2 利用料の受領	<p>① 法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該サービスに係る介護予防サービス費用基準額から当該ユニット型介護予防短期入所介護事業者を支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	平18厚労令35第155条第1項
	<p>② 法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、介護予防短期入所生活介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	平18厚労令35第155条第2項
	<p>③ 上記①、②の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額以外の支払を利用者から受けていませんか。</p> <p style="text-align: center;">いない ・ いる</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>ア 食事の提供に要する費用</p> <p>イ 滞在に要する費用</p> <p>ウ 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用</p> <p>エ 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用</p> <p>オ 送迎に要する費用（厚労大臣が別に定める場合を除く。）</p> <p>カ 理美容代</p> <p>キ 前記ア～カに掲げるもののほか、介護予防短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担されることが適当と認められるもの</p> </div>	平18厚労令35第155条
	<p>④ 上記③に掲げる費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得ていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ ア～エまでに掲げる費用にかかる同意については、文書によるものとします。</p> </div>	平18厚労令35第155条第5項

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
3 運営規程	<p>次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下、「運営規程」という。)を定めていますか。 <input type="checkbox"/> いる ・ <input type="checkbox"/> いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※ 運営規程には、次の事項を定めるものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 事業の目的及び運営の方針 イ 従業者の職種、員数及び職務の内容 ウ 利用定員 エ ユニットの数及びユニットごとの利用定員 オ 介護予防短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額 カ 通常の送迎の実施地域 キ サービス利用に当たっての留意事項 ク 緊急時等における対応方法 ケ 非常災害対策 コ その他運営に関する重要事項 </div>	平18厚労令35第156条第5項
4 勤務体制の確保	<p>① 利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、ユニット型事業所ごとに従業者の勤務体制を定めていますか。 <input type="checkbox"/> いる ・ <input type="checkbox"/> いない</p> <p>② ①の従業者の勤務体制を定めるに当たっては、次に定める職員配置を行っていますか。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>ア 昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置していますか。 <input type="checkbox"/> いる ・ <input type="checkbox"/> いない</p> <p>イ 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置していますか。 <input type="checkbox"/> いる ・ <input type="checkbox"/> いない</p> <p>ウ ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置していますか。 <input type="checkbox"/> いる ・ <input type="checkbox"/> いない</p> </div> <p>③ ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所ごとに、当該事業所の従業者によってサービス提供を行っていますか。 <input type="checkbox"/> いる ・ <input type="checkbox"/> いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※ ただし、調理、洗濯等の利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、第三者への委託等を行うことを認めています。</p> </div> <p>④ 従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保していますか。 <input type="checkbox"/> いる ・ <input type="checkbox"/> いない</p>	<p>平18厚労令35第157条第1項</p> <p>平18厚労令35第157条第2項</p> <p>平18厚労令35第157条第3項</p> <p>平18厚労令35第157条第4項</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
5 定員の遵守	<p>ユニットごとの利用定員及び居室の定員を超える数以上の利用者に対して同時に介護予防短期入所生活介護を行っていませんか。(ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は差し支えありません。)</p> <p style="text-align: right;">いない ・ いる</p>	平18厚労令35第158条
6 取扱方針	<p>① 利用者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援するものとして行われていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	平18厚労令35第160条第1項
	<p>② 各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	平18厚労令35第160条第2項
	<p>③ 利用者のプライバシーの確保に配慮して行われていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	平18厚労令35第160条第3項
7 介護	<p>① 介護は、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、利用者の心身の状況等に応じ、適切な技術を持って行われていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	平18厚労令35第161条第1項
	<p>② 利用者の日常生活における家事を、利用者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	平18厚労令35第161条第2項
	<p>③ 利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供していますか。 (ただし、やむを得ない場合には、清拭を行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができます。)</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	平18厚労令35第161条第3項
	<p>④ 利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行っていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	平18厚労令35第161条第4項
	<p>⑤ おむつを使用せざるを得ない利用者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	平18厚労令35第161条第5項
	<p>⑥ ①～⑤に定めるほか、利用者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	平18厚労令35第161条第6項
	<p>⑦ 常時1人以上の介護職員を介護に従事させていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	平18厚労令35第161条第7項

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
7 介護	⑧ 利用者に対して、利用者の負担により、当該ユニット型介護予防短期入所生活介護事業所の従業者以外の者による介護を受けさせていませんか。 <p style="text-align: center;">いない ・ いる</p>	平18厚労令35第161条第8項
8 食事	① 栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供していますか。 <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	平18厚労令35第162条第1項
	② 利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行っていますか。 <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	平18厚労令35第162条第2項
	③ 利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、利用者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保していますか。 <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	平18厚労令35第162条第3項
	④ 利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事を摂ることを支援していますか。 <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	平18厚労令35第162条第4項
9 その他のサービス提供	① 利用者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自立的に行うこれらの活動を支援していますか。 <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	平18厚労令35第163条第1項
	② 常に利用者の家族との連携を図るよう努めていますか。 <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	平18厚労令35第163条第2項
第8 変更の届出等		
1 変更の届出等	<p>事業所の各称及び所在地その他厚生省令で定める事項に変更があったとき、または事業を再開したときは、10日以内に、その旨を知事（県福祉事務所等）に届け出ていますか。 <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>※ 変更の届出が必要な事項は、次に掲げるとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 事業所の名称及び所在地 イ 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 ウ 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等（短期入所生活介護事業に関するものに限る） エ 建物の構造概要及び平面図（当該事業を併設事業所において行う場合にあつては、併設本体施設又はユニット型事業所併設本体施設の平面図を含む。）並びに設備及び備品の概要 オ 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴 カ 運営規程 キ 居宅介護サービス費の請求に関する事項 ク 役員の氏名、生年月日及び住所 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>※ 事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を知事（県福祉事務所等）に届け出てください。</p> </div>	<p>法第75条第1項</p> <p>施行規則 第131条第1項 第8号</p> <p>法第75条第2項</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
第9 介護給付費の算定及び取扱い		
1 基本的事項	<p>① 費用の額は、平成12年厚生省告示第19号の別表「指定居宅サービス介護給付費単位数表」により算定されていますか。 <input type="checkbox"/> いる ・ <input type="checkbox"/> いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>※ ただし、事業者が事業所ごとに所定単位数より低い単位数を設定する旨を、県に事前に届け出を行った場合は、この限りではありません。</p> </div> <p>② 費用の額は、平成12年厚生省告示第22号の「厚生大臣が定める1単位の単価」に、別表に定める単位数を乗じて算定されていますか。 <input type="checkbox"/> いる ・ <input type="checkbox"/> いない</p> <p>③ 単価に単位数を乗じて得た額に、1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算していますか。 <input type="checkbox"/> いる ・ <input type="checkbox"/> いない</p>	<p>法第41条第4項第2号</p> <p>平12厚告19の1</p> <p>平12厚告19の2</p> <p>平12厚告19の3</p>
2 短期入所生活介護費	<p>① 短期入所生活介護費については、平成12年厚生省告示第26号（厚生大臣が定める施設基準）の4の各号に適合し、かつ、平成12年厚生省告示第29号（厚生大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準）の1の各号の要件を満たすものとして知事に届け出た短期入所生活介護事業所において、短期入所生活介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定していますか。 <input type="checkbox"/> いる ・ <input type="checkbox"/> いない</p> <p>② ユニット型短期入所生活介護費の算定については、職員配置が次の条件を満たしていない場合は、所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定していますか。 <input type="checkbox"/> いる ・ <input type="checkbox"/> いない ・ <input type="checkbox"/> 該当なし</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>ア 日中については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること</p> <p>イ ユニットごとに常勤のユニットリーダーを配置すること</p> </div> <p>③ 当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定していますか。 <input type="checkbox"/> いる ・ <input type="checkbox"/> いない ・ <input type="checkbox"/> 該当なし</p> <p>④ 利用者の数が定員を超えている場合は所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定していますか。 <input type="checkbox"/> いる ・ <input type="checkbox"/> いない ・ <input type="checkbox"/> 該当なし</p>	<p>平12厚告19別表の8の注1</p> <p>平12厚告19別表の8の注2</p> <p>平12厚告26第9</p> <p>平12厚告19別表の8の注1</p> <p>平12厚告19別表の8の注1</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
2 短期入所生活介護費	<p>※ 老人福祉法第10条の4第1項第3号の規定による市町村が行った措置によりやむを得ず利用定員を超える場合又は緊急短期入所ネットワーク加算を算定する場合は、利用定員に100分の105を乗じて得た数（利用定員が40人を超える場合にあっては、利用定員に2を加えて得た数）までは減算が行われないものであること。なお、この取扱いは、あくまでも一時的かつ特例的なものであることから、速やかに定員超過利用を解消する必要があります。</p> <p>⑤ 介護職員若しくは看護職員の員数が、基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定していますか。 いる ・ いない ・ 該当なし</p>	<p>平12老企40第2の2(3)</p> <p>平12厚告19別表の8の注1</p>
3 機能訓練指導員加算	<p>専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1人以上配置しているものとして知事に届け出た短期入所生活介護事業所については、1日につき12単位を所定単位数に加算していますか。 いる ・ いない ・ 該当なし</p>	<p>平12厚告19別表8の注3</p>
4 看護体制加算 (I)(II)	<p>次の①②の基準に適合しているものとして知事に届け出た短期入所生活介護事業所については、1日につき次の単位数を所定単位数に加算していますか。</p> <p>(1) 看護体制加算 (I) 4単位 いる ・ いない ・ 該当なし (2) 看護体制加算 (II) 8単位 いる ・ いない ・ 該当なし</p> <p>① 看護体制加算 (I) ・ 常勤の看護師を1名以上配置していること ・ 利用定員、人員基準に適合していること</p> <p>② 看護体制加算 (II) ・ 看護職員を常勤換算方法で利用者の数が25又はその端数を増すごとに1名以上配置していること ・ 当該短期入所生活介護事業所の看護職員により、又は病院、診療所若しくは訪問看護ステーションの看護職員との連携により、24時間の連絡体制を確保していること ・ 利用定員、人員基準に適合していること</p> <p>※ 併設事業所については、本体施設における看護職員の配置とは別に、必要な看護職員の配置が必要です。</p> <p>※ 加算 (I) 及び加算 (II) を同時に算定することは可能です。この場合、加算 (I) において、加算の対象となる常勤の看護師についても、加算 (II) における看護職員の配置数の計算に含めることが可能です。</p>	<p>平12厚告19別表8の注4</p> <p>平12厚告26第10</p> <p>平12老企40第2の2(9)①③</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
5 夜勤職員配置加算（Ⅰ）（Ⅱ）	<p>次の①②の基準に適合しているものとして知事に届け出た短期入所生活介護事業所については、1日につき次の単位数を所定単位数に加算していますか。</p> <p>(1) 夜勤職員配置加算（Ⅰ） 13単位 いる・いない・該当なし (2) 夜勤職員配置加算（Ⅱ） 18単位 いる・いない・該当なし</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① 夜勤職員配置加算（Ⅰ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 短期入所生活介護費を算定していること ・ 夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準（平12厚告29）に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に1を加えた数以上の数の介護職員又は看護職員を配置していること <p>② 夜勤職員配置加算（Ⅱ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ユニット型短期入所生活介護費を算定していること ・ 夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準（平12厚告29）に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に1を加えた数以上の数の介護職員又は看護職員を配置していること </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p>※ 夜勤を行う職員の数は、暦月の1日平均夜勤職員数とします。</p> <p>※ 一部ユニット型短期入所生活介護事業所については、ユニット部分とそれ以外の部分を区分して、それぞれ加算の算定の可否を判断します。</p> </div>	<p>平12厚告19別表8の注5</p> <p>平12老企40第2の2(10)①③</p>
6 認知症行動・心理症状緊急対応加算	<p>医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に短期入所生活介護を利用することが適当であると判断した者に対し、短期入所生活介護を行った場合は、利用を開始した日から起算して7日を限度として、1日につき200単位を所定単位数に加算していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない ・ 該当なし</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※ 「認知症の行動・心理症状」とは、認知症による認知機能の障害に伴う、妄想・幻覚・興奮・暴言等の症状を指します。</p> <p>※ 本加算は、医師が判断した当該日又はその次の日に利用を開始した場合に限り算定できます。</p> <p>※ 以下の者が、直接、短期入所生活介護の利用を開始した場合には、本加算は算定できません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 病院又は診療所に入院中の者 ・ 介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入院中又は入所中の者 ・ 認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、特定施設入居者生活介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護、短期利用共同生活介護を利用中の者 <p>※ 判断を行った医師は診療録等に症状、判断の内容等を記録します。また、事業所も判断を行った医師名、日付及び利用開始に当たっての留意事項等を介護サービス計画書に記録します。</p> <p>※ 本加算は、7日を限度として算定しますが、利用開始後8日目以降の短期入所生活介護の利用の継続を妨げるものではありません。</p> </div>	<p>平12厚告19別表8の注6</p> <p>平12老企40第2の2(11)①②③④⑤</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
7 若年性認知症利用者受入加算	<p>次の基準に適合しているものとして知事に届け出た短期入所生活介護事業所において、若年性認知症利用者に対して短期入所生活介護を行った場合は、1日につき120単位を所定単位数に加算していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定めていること。</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">※ 担当者を中心に、利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行います。</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">※ 認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定している場合は、本加算は算定できません。</div>	<p>平12厚告19別表8の注7</p> <p>平12厚告25第9</p> <p>平12老企40第2の2(12)</p>
8 送迎加算	<p>利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と短期入所生活介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき184単位を所定単位数に加算していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない ・ 該当なし</p>	<p>平12厚告19別表8の注8</p>
9 従来型個室を利用する者の取扱	<p>次のいずれかに該当する者に対して、単独型短期入所生活介護費又は併設型短期入所生活介護費を支給する場合は、それぞれ単独型短期入所生活介護費(Ⅱ)又は併設型短期入所生活介護費(Ⅱ)を算定していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない ・ 該当なし</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">ア 感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">イ 別に厚生労働大臣が定める基準(居室の面積が10.65㎡以下)に適合する従来型個室を利用する者</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">ウ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者</div>	<p>平12厚告19別表8の注9</p>
10 連続した利用	<p>利用者が連続して30日を超えて短期入所生活介護を受けている場合においては、30日を超える日以降について短期入所生活介護費を算定していませんか。</p> <p style="text-align: right;">いない ・ いる ・ 該当なし</p>	<p>平12厚告19別表8の注11</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
11 療養食加算	<p data-bbox="448 253 1262 383">次のアイウのいずれの基準にも適合しているものとして知事に届け出て、基準による食事の提供を行う短期入所生活介護事業所が、次の療養食を提供したときは、1日につき23単位を加算していますか。</p> <p data-bbox="815 389 1235 418">いる ・ いない ・ 該当なし</p> <div data-bbox="424 443 1262 685" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="435 459 1251 524">ア 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること</p> <p data-bbox="435 528 1251 593">イ 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること</p> <p data-bbox="435 598 1251 663">ウ 食事の提供が、定員利用・人員基準に適合している事業所において行われていること</p> </div> <p data-bbox="435 703 1251 875">※ 療養食の内容は以下のとおり 疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事せんに基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食(流動食は除く)、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食及び特別な場合の検査食</p> <div data-bbox="424 898 1262 1995" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="435 913 1251 978">a 本加算を算定する場合は、療養食の献立表が作成されている必要があります。</p> <p data-bbox="435 992 1251 1057">b 療養食の摂取の方法については、経口又は経管の別を問いません。</p> <p data-bbox="435 1070 1251 1352">c 減塩食療法等について ・ 心臓疾患等に対して減塩食療法を行う場合は、腎臓病食に準じて取り扱うことができるものであるが、高血圧症に対して減塩食療法を行う場合は、加算の対象とはなりません。 ・ 腎臓病食に準じて取り扱うことができる心臓疾患等の減塩食については、総量6.0g未満の減塩食をいいます。ただし、平成21年9月30日までの間は、従前の総量7.0g以下の減塩食でも認められます。</p> <p data-bbox="435 1366 1251 1503">d 肝臓病食について ・ 肝臓病食とは、肝庇護食、肝炎食、肝硬変食、閉鎖性黄疸食(胆石症及び胆嚢炎による閉鎖性黄疸の場合を含む。)等をいいます。</p> <p data-bbox="435 1516 1251 1839">e 胃潰瘍食について ・ 十二指腸潰瘍の場合も、胃潰瘍食として取り扱って差し支えありません。 ・ 手術前後に与える高カロリー食は加算の対象としませんが、侵襲の大きな消化管手術の術後において胃潰瘍食に準ずる食事を提供する場合は、療養食加算が認められます。 ・ クロウン病、潰瘍性大腸炎等により腸管の機能が低下している入所者等に対する低残さ食については、療養食として取り扱って差し支えありません。</p> <p data-bbox="435 1852 1251 1989">f 貧血食の対象者となる入所者等について ・ 療養食として提供される貧血食の対象となる入所者等は、血中ヘモグロビン濃度が10g/dl以下であり、その原因が鉄分の欠乏に由来する者です。</p> </div>	<p data-bbox="1289 253 1437 318">平12厚告19別表8のハ</p> <p data-bbox="1289 703 1493 732">平12厚告23の15</p> <p data-bbox="1289 913 1437 1021">平12老企40第2の2(13)①～④</p> <p data-bbox="1289 1366 1437 1473">平12老企40第2の2(13)④～⑩</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
11 療養食加算	<p>g 高度肥満症に対する食事療法について</p> <ul style="list-style-type: none"> 高度肥満症（肥満度が+70%以上又はBMIが35以上）に対して食事療法を行う場合は、脂質異常症食に準じて取り扱うことができます。 <p>h 特別な場合の検査食について</p> <ul style="list-style-type: none"> 特別な場合の検査食とは、潜血食をいう他、大腸X線検査・大腸内視鏡検査のために特に残さの少ない調理済食品を使用した場合は、「特別な場合の検査食」として取り扱って差し支えありません。 <p>i 脂質異常症食の対象となる入所者等について</p> <ul style="list-style-type: none"> 療養食として提供される脂質異常症食の対象となる入所者等は、空腹時定常状態におけるLDL-コレステロール値が140mg/dl以上である者又はHDL-コレステロール値が40mg/dl未満若しくは血清中性脂肪値が150mg/dl以上である者です。 	
12 緊急短期入所ネットワーク加算	<p>次のア、イの基準に適合しているものとして知事に届け出た短期入所生活介護事業所が、次の利用者に対し、短期入所生活介護を行った場合は、1日につき50単位を加算していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない ・ 該当なし</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>ア 他の短期入所生活介護事業所及び短期入所療養介護事業所と連携し、緊急に短期入所サービスを受ける必要がある利用者に対応する体制を整備していること</p> <p>イ サービスの質の確保のために居宅介護支援事業者等を通じて利用者の心身の状況、その置かれている環境その他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等を把握していること</p> </div>	<p>平12厚告19 別表8のニ</p> <p>平12厚告25 第15</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
12 緊急短期入所 ネットワーク加算	<p>※ 本加算の対象となる利用者 介護を行う者が疾病にかかっていることその他のやむを得ない理由により、介護を受けることができない者</p> <p>a 連携体制の単位は、以下の利用定員等を合計して100以上を確保してください。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 短期入所生活介護事業所の利用定員、特別養護老人ホーム等に併設される短期入所生活介護事業所の利用定員 ・ 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設の入所（入院）者に利用されていない居室（病床）を利用して短期入所生活介護又は短期入所療養介護事業を行っている場合は、前年度の1日平均の空床及び短期入所生活介護又は短期入所療養介護の利用者数 </p> <p>b 連携体制を形成した事業所間において緊急的な利用ニーズの調整を行うための窓口を明確化してください。</p> <p>c 緊急的な利用ニーズの調整を行うための窓口を設けている施設は、24時間相談可能な体制を確保してください。（夜間帯においては、手続の方法や制度の紹介等を行う体制を確保してください。）</p> <p>d 本加算を利用した者に関する利用の理由、期間、緊急受入れ後の対応などの事項を記録してください。</p> <p>e 連携体制の確保の観点から、連携施設間で情報の共有、緊急対応に関する事例検討などを行う機会を定期的に設けてください。</p> <p>f 本加算の加算対象期間は、原則として7日以内とし、その間に緊急受入れ後に適切な介護を受けられるための方策について、担当する居宅介護支援事業者と密接な連携を行い相談してください。ただし、7日以内に適切な方策が立てられない場合は、その状況を記録した上で加算を引き続き行うことを認めます。</p>	<p>平12厚告23 第16</p> <p>平12老企40 第2の2(14)①②</p>
13 在宅中重度者 入加算	<p>短期入所生活介護事業所事業所において、利用者が利用していた訪問看護を行う訪問看護事業所に利用者の健康上の管理等を行わせた場合は、1日につき次の区分に応じ、それぞれ所定単位数を加算していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない ・ 該当なし</p> <p>(1) 看護体制加算(Ⅰ)を算定している場合（看護体制加算(Ⅱ)を算定していない場合に限る） 4 2 1 単位</p> <p>(2) 看護体制加算(Ⅱ)を算定している場合（看護体制加算(Ⅰ)を算定していない場合に限る） 4 1 7 単位</p> <p>(3) 看護体制加算(Ⅰ)及び(Ⅱ)をいずれも算定している場合 4 1 3 単位</p> <p>(4) 看護体制加算を算定していない場合 4 2 5 単位</p> <p>※ 本加算は、利用者がその居宅において利用していた訪問看護事業所から派遣された看護職員により利用者の健康上の管理等を行わせた場合に対象となります。 この場合の健康上の管理等に関する医師の指示は、短期入所生活介護事業所の配置医師が行います。</p>	<p>平12厚告19 別表8のホ</p> <p>平12老企40 第2の2(15)</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
13 在宅中重度者 入加算	<p>※ あらかじめ居宅サービス計画に位置づけた上で行うこととなりますが、特に初めてこのサービスを行う場合においては、サービス担当者会議を開催するなどサービス内容や連携体制等についてよく打合せを行った上で実施することが望ましいです。</p> <p>※ 利用者に関する必要な情報を主治医、訪問看護事業所、サービス担当者会議、居宅介護支援事業所等を通じてあらかじめ入手し適切なサービスを行うよう努めてください。</p> <p>※ 短期入所生活介護事業所は、在宅中重度者受入加算に係る業務について訪問看護事業所と委託契約を締結し、利用者の健康上の管理等の実施に必要な費用を訪問看護事業所に支払うこととします。</p> <p>※ 健康上の管理等の実施上必要となる衛生材料、医薬品等の費用は短期入所生活介護事業所が負担するものとします。 なお、医薬品等が、医療保険の算定対象となる場合は、適正な診療報酬を請求してください。 〔特別養護老人ホーム等における療養の給付（医療）の取扱について（平成14年3月11日保医発第0331002号）〕を参照</p>	平12老企40 第2の2(15)
14 サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)	<p>次の①②③の基準に適合しているものとして知事に届け出た短期入所生活介護事業所が、利用者に対し、短期入所生活介護を行った場合は、次の区分により、1日につき次の単位数を加算していますか。</p> <p>(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 12単位いる・いない・該当なし (2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 6単位いる・いない・該当なし (3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 6単位いる・いない・該当なし</p> <p>※ 加算(Ⅰ)・(Ⅱ)・(Ⅲ)のいずれかを算定している場合は、その他の加算(Ⅰ)・(Ⅱ)・(Ⅲ)は算定できません。</p> <p>① サービス提供体制強化加算(Ⅰ) ・ 短期入所生活介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上であること ・ 利用定員、人員基準に適合していること</p> <p>② サービス提供体制強化加算(Ⅱ) ・ 短期入所生活介護事業所の看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が100分の75以上であること ・ 利用定員、人員基準に適合していること</p> <p>③ サービス提供体制強化加算(Ⅲ) ・ 短期入所生活介護事業所の短期入所生活介護を利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数3年以上の者の占める割合が100分の30以上であること ・ 利用定員、人員基準に適合していること</p>	平12厚告19 別表8のへ 平12厚告25 第16

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
14 サービス提供体制強化加算 (I) (II) (III)	<p>※ 職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度（3月を除く）の平均を用います。 ただし、平成21年度の1年間においてはすべての事業所について、平成22年度以降においては前年度の実績が6月に満たない事業所（新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。）についてのみ届出日の属する月の前3月について、常勤換算方法により算出した平均を用います。 ただし書きの場合にあっては、届出を行った月以降においても、直近3月間の職員の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければなりません。その割合については、毎月記録し、所定の割合を下回った場合、届出を提出しなければなりません。</p> <p>※ 介護福祉士については、各月の前月の末日時点で資格を取得している者としてします。</p> <p>※ 勤続年数とは、各月の前月の末日時点における勤続年数とします。</p> <p>※ 勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤務年数に加え、同一法人の経営する他の介護サービス事業所、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができます。</p> <p>※ 短期入所生活介護を利用者に直接提供する職員とは、生活相談員、介護職員、看護職員及び機能訓練指導員として勤務を行う職員です。</p> <p>※ 同一の事業所において介護予防短期入所生活介護を一体的に行っている場合においては、本加算の計算も一体的に行います。</p>	平12老企40 第2の2(16) 平12老企40 第2の2(16)
第10 介護予防短期入所生活介護費の算定及び取扱い		
1 基本的事項	<p>① 介護予防短期入所生活介護の事業に要する費用の額は、利用者の要支援状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定していますか。 いる ・ いない</p> <p>② ユニット型介護予防短期入所生活介護費の算定については、職員配置が次の条件を満たしていない場合は、所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定していますか。 いる ・ いない ・ 該当なし</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>ア 日中については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること</p> <p>イ ユニットごとに常勤のユニットリーダーを配置すること</p> </div> <p>③ 当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定していますか。 いる ・ いない ・ 該当なし</p>	法第53条 第2項第2号 平18厚労告127 別表8の注1 平18厚労告127 別表8の注2 準用(平12告26 の63) 平18厚労告127 別表8の注1

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
1 基本的事項	<p>④ 利用者の数が定員を超えている場合は所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定していますか。 いる ・ いない ・ 該当なし</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※ 老人福祉法第10条の4第1項第3号の規定による市町村が行った措置によりやむを得ず利用定員を超える場合又は緊急短期入所ネットワーク加算を算定する場合は、利用定員に100分の105を乗じて得た数（利用定員が40人を超える場合にあっては、利用定員に2を加えて得た数）までは減算が行われないものであること。 なお、この取扱いは、あくまでも一時的かつ特例的なものであることから、速やかに定員超過利用を解消する必要があります。</p> </div>	<p>平18厚労告127別表8の注1</p> <p>平18-0317001号第8(3)</p>
2 機能訓練指導員加算	<p>専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1人以上配置しているものとして知事に届け出た短期入所生活介護事業所については、1日につき12単位を所定単位数に加算していますか。 いる ・ いない ・ 該当なし</p>	<p>平18厚労告127別表8の注3</p>
3 認知症行動・心理症状緊急対応加算	<p>医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に介護予防短期入所生活介護を利用することが適当であると判断した者に対し、介護予防短期入所生活介護を行った場合は、利用を開始した日から起算して7日を限度として、1日につき200単位を所定単位数に加算していますか。 いる ・ いない ・ 該当なし</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※ 「認知症の行動・心理症状」とは、認知症による認知機能の障害に伴う、妄想・幻覚・興奮・暴言等の症状を指します。</p> <p>※ 本加算は、医師が判断した当該日又はその次の日に利用を開始した場合に限り算定できます。</p> <p>※ 以下の者が、直接、介護予防短期入所生活介護の利用を開始した場合には、本加算は算定できません。 ・ 病院又は診療所に入院中の者 ・ 介護予防認知症対応型共同生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防短期利用共同生活介護を利用中の者</p> <p>※ 判断を行った医師は診療録等に症状、判断の内容等を記録します。また、事業所も判断を行った医師名、日付及び利用開始に当たっての留意事項等を介護予防サービス計画書に記録します。</p> <p>※ 本加算は、7日を限度として算定しますが、利用開始後8日目以降の介護予防短期入所生活介護の利用の継続を妨げるものではありません。</p> </div>	<p>平18厚労告127別表8の注4</p> <p>平18-0317001号第8(9)</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
4 若年性認知症利用者受入加算	<p>次の基準に適合しているものとして知事に届け出た介護予防短期入所生活介護事業所において、若年性認知症利用者に対して介護予防短期入所生活介護を行った場合は、1日につき120単位を所定単位数に加算していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない ・ 該当なし</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定めていること。</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">※ 担当者を中心に、利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行います。</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">※ 認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定している場合は、本加算は算定できません。</div>	<p>平18厚労告127別表8の注5</p> <p>平12厚告25第9</p> <p>平18-0317001号第8(10)</p>
5 送迎加算	<p>利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と介護予防短期入所生活介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき184単位を所定単位数に加算していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない ・ 該当なし</p>	平18厚労告127別表8の注6
6 従来型個室を利用する者の取扱	<p>次のいずれかに該当する者に対して、単独型介護予防短期入所生活介護費又は併設型介護予防短期入所生活介護費を支給する場合は、それぞれ、単独型介護予防短期入所生活介護費（Ⅱ）又は併設型介護予防短期入所生活介護費（Ⅱ）を算定していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない ・ 該当なし</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>ア 感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者</p> <p>イ 別に厚生労働大臣が定める基準（居室の面積が10.65㎡以下）に適合している従来型個室を利用する者</p> <p>ウ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者</p> </div>	平18厚労告127別表8の注7
7 連続した利用	<p>利用者が連続して30日を超えて介護予防短期入所生活介護を受けている場合においては、30日を超える日以降について、介護予防短期入所生活介護費を算定していませんか。</p> <p style="text-align: center;">いない ・ いる ・ 該当なし</p>	平18厚労告127別表8の注9
8 療養食加算	<p>次のアイウのいずれの基準にも適合しているものとして知事に届け出て、基準による食事の提供を行う介護予防短期入所生活介護事業所が、次の療養食を提供したときは、1日につき23単位を加算していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない ・ 該当なし</p>	平18厚労告127別表8のハ

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
8 療養食加算	<p>ア 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること</p> <p>イ 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること</p> <p>ウ 食事の提供が、定員利用・人員基準に適合している事業所において行われていること</p> <p>※ 療養食の内容は以下のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事せんに基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食(流動食は除く)、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食及び特別な場合の検査食 <p>a 本加算を算定する場合は、療養食の献立表が作成されている必要があります。</p> <p>b 療養食の摂取の方法については、経口又は経管の別を問いません。</p> <p>c 減塩食療法等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 心臓疾患等に対して減塩食療法を行う場合は、腎臓病食に準じて取り扱うことができるものであるが、高血圧症に対して減塩食療法を行う場合は、加算の対象とはなりません。 ・ 腎臓病食に準じて取り扱うことができる心臓疾患等の減塩食については、総量6.0g未満の減塩食をいいます。ただし、平成21年9月30日までの間は、従前の総量7.0g以下の減塩食でも認められます。 <p>d 肝臓病食について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 肝臓病食とは、肝庇護食、肝炎食、肝硬変食、閉鎖性黄疸食(胆石症及び胆嚢炎による閉鎖性黄疸の場合を含む。)等をいいます。 <p>e 胃潰瘍食について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 十二指腸潰瘍の場合も、胃潰瘍食として取り扱って差し支えありません。 ・ 手術前後に与える高カロリー一食は加算の対象としませんが、侵襲の大きな消化管手術の術後において胃潰瘍食に準ずる食事を提供する場合は、療養食加算が認められます。 ・ クロウン病、潰瘍性大腸炎等により腸管の機能が低下している入所者等に対する低残さ食については、療養食として取り扱って差し支えありません。 <p>f 貧血食の対象者となる入所者等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 療養食として提供される貧血食の対象となる入所者等は、血中ヘモグロビン濃度が10g/dl以下であり、その原因が鉄分の欠乏に由来する者です。 <p>g 高度肥満症に対する食事療法について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高度肥満症(肥満度が+70%以上又はBMIが35以上)に対して食事療法を行う場合は、脂質異常症食に準じて取り扱うことができます。 <p>h 特別な場合の検査食について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特別な場合の検査食とは、潜血食をいう他、大腸X線検査・大腸内視鏡検査のために特に残さの少ない調理済食品を使用した場合は、「特別な場合の検査食」として取り扱って差し支えありません。 	<p>平12厚告23の62</p> <p>平18-0317001号 第8(11)</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
8 療養食加算	<p>i 脂質異常症食の対象となる入所者等について</p> <ul style="list-style-type: none"> 療養食として提供される脂質異常症食の対象となる入所者等は、空腹時定常状態におけるLDL-コレステロール値が140mg/dl以上である者又はHDL-コレステロール値が40mg/dl未満若しくは血清中性脂肪値が150mg/dl以上である者です。 	
9 サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)	<p>次の①②③の基準に適合しているものとして知事に届け出た介護予防短期入所生活介護事業所が、利用者に対し、介護予防短期入所生活介護を行った場合は、次の区分により、1日につき次の単位数を加算していますか。</p> <p>(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 12単位 いる・いない・該当なし</p> <p>(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 6単位 いる・いない・該当なし</p> <p>(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 6単位 いる・いない・該当なし</p> <p>※ 加算(Ⅰ)・(Ⅱ)・(Ⅲ)のいずれかを算定している場合は、その他の加算(Ⅰ)・(Ⅱ)・(Ⅲ)は算定できません。</p> <p>① サービス提供体制強化加算(Ⅰ)</p> <ul style="list-style-type: none"> 介護予防短期入所生活介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上であること 利用定員、人員基準に適合していること <p>② サービス提供体制強化加算(Ⅱ)</p> <ul style="list-style-type: none"> 介護予防短期入所生活介護事業所の看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が100分の75以上であること 利用定員、人員基準に適合していること <p>③ サービス提供体制強化加算(Ⅲ)</p> <ul style="list-style-type: none"> 介護予防短期入所生活介護事業所の介護予防短期入所生活介護を利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数3年以上の者の占める割合が100分の30以上であること 利用定員、人員基準に適合していること <p>※ 職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度(3月を除く)の平均を用います。 ただし、平成21年度の1年間においてはすべての事業所について、平成22年度以降においては前年度の実績が6月に満たない事業所(新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。)についてのみ届出日の属する月の前3月について、常勤換算方法により算出した平均を用います。 ただし書きの場合にあっては、届出を行った月以降においても、直近3月間の職員の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければなりません。その割合については、毎月記録し、所定の割合を下回った場合、届出を提出しなければなりません。</p> <p>※ 介護福祉士については、各月の前月の末日時点で資格を取得している者としてします。</p>	<p>平18厚労告127 別表8のニ</p> <p>平12厚告25 第56</p> <p>平18-0317001号 第8(12)</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
	<p>※ 勤続年数とは、各月の前月の末日時点における勤続年数とします。</p> <p>※ 勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤務年数に加え、同一法人の経営する他の介護サービス事業所、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができます。</p> <p>※ 介護予防短期入所生活介護を利用者に直接提供する職員とは、生活相談員、介護職員、看護職員及び機能訓練指導員として勤務を行う職員です。</p> <p>※ 同一の事業所において短期入所生活介護を一体的に行っている場合においては、本加算の計算も一体的に行います。</p>	
第11 その他		
<p>1 ワムネットの活用</p>	<p>福祉保健医療情報ネットワークシステム（ワムネット）を活用していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ 介護保険制度に関する国・県などの最新情報の入手や事業者の情報発信などに便利なワムネットは、登録するだけでインターネットで利用できます。</p> <p>アドレス→http://www.wam.go.jp/</p> </div>	
<p>2 サービス利用前の健康診断書の提出</p>	<p>サービス利用前に利用者に対して、健康診断書を提出するよう求めていますか。また、健康診断書の提出を拒んだ場合、サービスの提供を拒否していませんか。</p> <p style="text-align: right;">いない ・ いる</p> <p>-- 健康診断の提出を求めている場合、その理由及び主な項目 --</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ 短期入所生活介護は、通常相当期間以上にわたって集団的な生活を送るサービスではないことから、必ずしも健康診断書の提出等による事前の健康状態の把握が不可欠であるとは言えないが、サービス担当者会議における情報の共有や居宅療養管理指導による主治医からの情報提供等によっても健康状態の把握ができない場合に、事業所として利用申込者に健康診断書の提出を求めることは可能であり、その費用の負担については利用申込者とサービス提供事業者との協議によるものとする。しかし、そうした求めに利用申込者が応じない場合であっても、一般的にはサービス提供拒否の正当な事由に該当するものではないと考えられる。</p> <p>平成12年11月16日 全国介護保険担当課長会議資料「運営基準等に係るQ&A」 一部抜粋</p> </div>	

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令												
3 介護サービス情報の公表	<p>① 指定情報公表センター（埼玉県社会福祉協議会）へ年1回、基本情報と調査情報を報告していますか。 いる ・ いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>※ 新規事業所は、基本情報のみ報告 既存事業所は、基本情報と調査情報を報告。</p> <p>※ 原則として、前年度に介護サービスの対価として支払を受けた金額が100万円を超えるサービスが対象。</p> <p>ただし、報告・調査を行うサービス区分内において、いずれかのサービスが100万円を超える場合には、区分内の他のサービスについても対象となる。（「報告・調査区分」については、集団指導時の「介護サービス情報の公表」の資料を参照）</p> </div> <p>② 報告後、指定調査機関による調査を受け、指定情報公表センターにより公表されていますか。 いる ・ いない</p>	<p>法第115条の35第1項 施行規則第140条の29 施行規則第140条の31 施行規則第140条の30</p>												
4 法令遵守等の業務管理体制の整備	<p>① 業務管理体制を適切に整備し、関係行政機関に届け出ていますか。 いる ・ いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>※ 事業者が整備等する業務管理体制の内容</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>事業所数20未満</th> <th>20以上100未満</th> <th>100以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>整備届出事項</td> <td>法令遵守責任者</td> <td>法令遵守責任者 法令遵守規程</td> <td>法令遵守責任者 法令遵守規程 業務執行監査の定期的実施</td> </tr> <tr> <td>届出書の記載すべき事項</td> <td>名称又は氏名 主たる事務所の所在地 代表者氏名等 法令遵守責任者氏名等</td> <td>左記に加え 法令遵守規程の概要</td> <td>左記に加え 業務執行監査の方法の概要</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p>② <u>業務管理体制（法令等遵守）についての考え（方針）を定め、職員に周知していますか。</u> いる ・ いない</p>		事業所数20未満	20以上100未満	100以上	整備届出事項	法令遵守責任者	法令遵守責任者 法令遵守規程	法令遵守責任者 法令遵守規程 業務執行監査の定期的実施	届出書の記載すべき事項	名称又は氏名 主たる事務所の所在地 代表者氏名等 法令遵守責任者氏名等	左記に加え 法令遵守規程の概要	左記に加え 業務執行監査の方法の概要	<p>法第115条の32第1項 施行規則第140条の39</p>
	事業所数20未満	20以上100未満	100以上											
整備届出事項	法令遵守責任者	法令遵守責任者 法令遵守規程	法令遵守責任者 法令遵守規程 業務執行監査の定期的実施											
届出書の記載すべき事項	名称又は氏名 主たる事務所の所在地 代表者氏名等 法令遵守責任者氏名等	左記に加え 法令遵守規程の概要	左記に加え 業務執行監査の方法の概要											

